

# 大山町地域福祉計画・ 大山町地域福祉活動計画

(第3次計画)

平成30年度～平成34年度

「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」



平成30年3月

大 山 町

大山町社会福祉協議会

# 大山町地域福祉計画・地域福祉活動計画 目次

第1部 地域福祉計画の基本的考え方	- 1 -
1. 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
2. 社会福祉法による位置づけ	- 1 -
3. 計画の位置づけと範囲	- 3 -
4. 計画期間	- 4 -
第2部 大山町の現状と課題	- 5 -
1. 世帯・高齢者・障がい者等の状況	- 5 -
(1) 人口の推移と将来推計	- 5 -
(2) 世帯の推移	- 6 -
(3) 高齢者	- 6 -
(4) 障がい者	- 7 -
(5) 母子	- 8 -
2. 大山町での福祉サービスの提供や利用の状況	- 9 -
(1) 高齢者保健福祉サービス	- 9 -
(2) 障がい者保健福祉サービス	- 12 -
(3) 次世代育成	- 17 -
(4) 総合支援	- 21 -
3. 社会資源の現状	- 21 -
(1) 社会資源（保健・医療・福祉等のサービス資源）	- 21 -
4. 地域福祉の課題	- 24 -
(1) 地域での福祉ニーズの把握と社会資源の活用	- 24 -
(2) 福祉サービスの情報提供と相談体制	- 24 -
(3) ネットワークの構築	- 24 -
(4) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）	- 24 -
(5) 福祉のまちづくりの推進	- 24 -
第3部 地域福祉推進の方策	- 26 -
1. 地域福祉の理念	- 26 -
(1) 既存の計画の理念	- 26 -
(2) 地域福祉計画の理念	- 26 -
2. 施策の体系	- 27 -
(1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進	- 29 -
(2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進	- 30 -
(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進	- 33 -
(4) 地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進	- 34 -

(5) 町と社会福祉協議会との連携強化	35
第4部 大山町地域福祉活動計画	37
1. 基本理念	37
2. 基本目標	37
3. 地域福祉活動計画の基本計画（重点計画）	37
(1) 住民意識の高揚に向けた啓発	37
(2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進	38
(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動	38
(4) 地域福祉ネットワーク化と連携・協働活動の推進	40
(5) 社会福祉協議会の機能強化	40
4. 実施計画	40
(1) 住民意識の高揚に向けた啓発	41
(2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進	42
(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動	43
(4) 地域福祉ネットワーク化と連携・協働活動の推進	44
(5) 社会福祉協議会の機能強化	45
第5部 地域福祉推進体制の整備	46
1. 大山町の推進体制	46
2. 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進	46
資料編	48
1. 用語解説	49
2. 地域福祉に関するアンケート調査結果	51

「障害」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の用語を分けて使っています。

「障がい」・・・単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

「障害」・・・「障がい」と表記することにより、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合（例：法令等の名称、他の機関・大会等の固有名詞、医学用語等の専門用語として用いる場合、著作物を引用する場合）

# 第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の背景と趣旨

現代は、少子高齢化の急激な進行や女性の社会進出、家族構成・個人の扶養意識の変化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。

このような状況のもと、社会福祉への期待や関心が高まっており、誰もが身近な地域で、安心して暮らせるような地域福祉体制の充実が求められています。

それを実現させるためには、地域の人々がともに支え合い、助け合いの心をもった思いやりのある地域福祉の基盤整備や施策の確立に向かって、住民・関係機関・行政が、お互いの役割を確かめあいながら、連携して取り組んでいく必要があります。

このため、総合計画の基本構想における町の将来像の一つである「地域でつながり支えあう健康と福祉のまちづくり」の実現をめざし、福祉の基本計画として平成20年度～平成24年度の「大山町第1次地域福祉計画」並びに「大山町第1次地域福祉活動計画」を策定しましたが、第1次計画の期間経過に伴い、この間の両計画の推進状況を検証し、平成25年度から平成29年度の「大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画（第2次）」を策定しました。

本計画（第3次計画）は、これまでの第1次計画・第2次計画を踏まえ、さらに社会福祉法の改正に合わせて、福祉施策全体の調整、地域社会への住民参画の促進、大山町の社会福祉の総合化を図っていかうとするものです。

## 2. 社会福祉法による位置づけ

（資料）

### 社会福祉法 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉事業の増進に資することを目的とする。

### 社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### 社会福祉法 第5条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

### 社会福祉法 第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 社会福祉法 第106条の2（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- ① 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- ② 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- ③ 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- ⑤ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

### 社会福祉法 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- ① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

- ② 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - ③ 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### 社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - ⑤ 前条第1号各号に掲げる事業を実施する場合には、同条各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 3. 計画の位置づけと範囲

大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画は、地域住民、行政、社会福祉協議会（以下、表題等を除き「社協」と表記します。）、ボランティア事業者等が相互に協力し合い、連携して「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」をめざして、福祉のまちづくりを推進していくために定めるものです。

大山町地域福祉計画は、大山町の長期基本計画である「大山町未来づくり10年プラン（平成28年度～37年度）」を上位計画とし、現在策定中の「大山町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）」「大山町障がい者プラン（第2期大山町障害者計画（平成27年度～35年度）・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）（平成30年度～32年度）」と既に策定済の「大山町子ども・子育て支援事業計画：平成27年度～31年度）」に共通する理念・目標を内包し、社会福祉法第107条に掲げられている事項を一体的に定めた計画として位置づけます。

また、社協が策定する積極的な住民活動を中心とした民間の協働計画である「地域福祉活動計画」とは相互に連携・協働していきます。

この計画でいう地域とは、大山町全域とします。

#### 4. 計画期間

この計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とし、3年ごとに見直すものとします。

※点線部分は過年度経過の計画期間を、実線部分は平成30年度以降の該当期間を表す。

年度 計画名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画		(第1次計画)				(第2次計画)				(第3次計画)						
大山町未来づくり10年プラン(大山町総合計画)		(第1次計画) (H18~H27)					(第2次計画) (H28~H37)									
大山町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	(第3期計画)	(第4期計画)		(第5期計画)		(第6期計画)		(第7期計画)								
大山町障がい者プラン(大山町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)	(第1期計画)	(第1期障害者計画 H21~H26)			(第2期障害者計画 H27~H35)			(第1期障害児福祉計画)		(第2期障害児福祉計画)		(第3期障害児福祉計画)		(第4期障害児福祉計画)		
大山町子ども・子育て支援事業計画(大山町次世代育成支援行動計画)	(次世代育成前期計画) (H17~H21)			(次世代育成後期計画) (H22~H26)			(子ども・子育て支援事業計画) (H27~H31)									

## 第2部 大山町の現状と課題

### 1. 世帯・高齢者・障がい者等の状況

#### (1) 人口の推移と将来推計

平成27年の人口（国勢調査確定値）は16,465人で、平成22年より1,029人減少しています。

年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口は、平成17年では、2,215人、平成27年では、1,822人となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口も平成17年の10,776人から、平成27年では8,440人と減少しており、年少人口、生産年齢人口ともに今後も減少を続けていくことが予想されています。

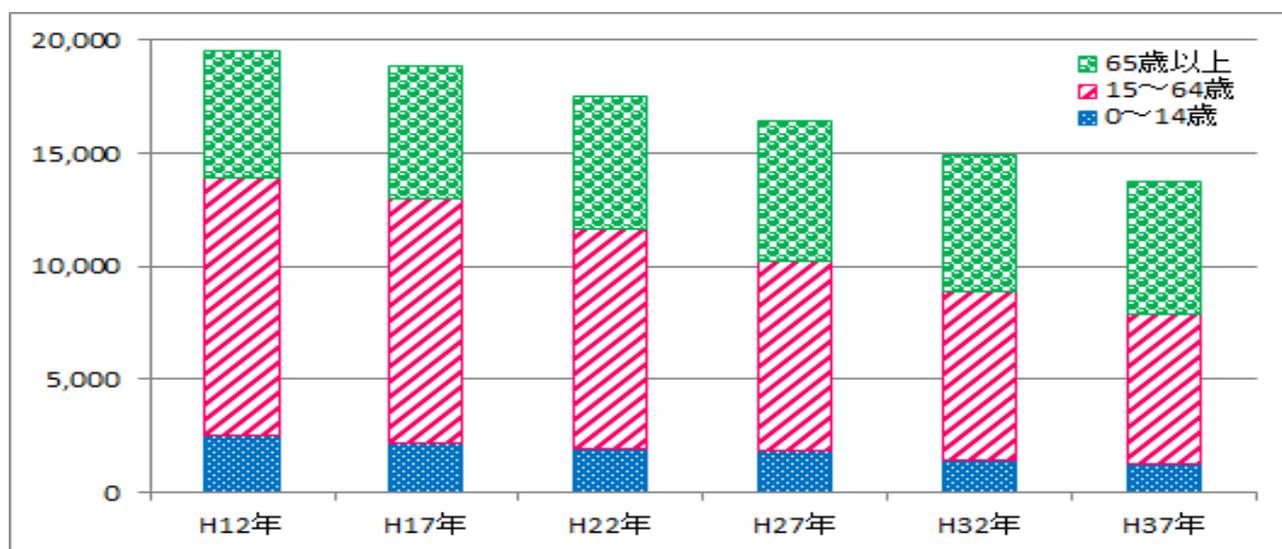
一方、高齢者人口は、平成17年が5,906人、平成27年で6,203人と増えていますが、平成32年の推計値は、6,095人と減少が予想されており頭打ちの状態となっていますが、年少人口・生産年齢人口の大幅な減少により、高齢化率は増加を続けていくことが予想されます。

#### 人口の推移及び将来推計

(人)

年齢	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年
総人口	19,561	18,897	17,494	16,465	14,965	13,767
割合 (%)	100	100	100	100	100	100
0～14歳（年少人口）	2,544	2,215	1,985	1,822	1,425	1,248
割合 (%)	13	11.7	11.4	11.1	9.5	9.1
15～64歳 （生産年齢人口）	11,390	10,776	9,682	8,440	7,445	6,685
割合 (%)	58.2	57	55.3	51.3	49.7	48.6
65歳以上（高齢者人口）	5,627	5,906	5,827	6,203	6,095	5,834
割合 (%)	28.8	31.3	33.3	37.7	40.7	42.4

（資料：平成12・17・22・27年-国勢調査確定値、※平成32・37年-町推計）



※ 平成12・17・22・27年-国勢調査確定値、平成32・37年-町推計値

## (2) 世帯の推移

世帯数は、平成27年は5,732世帯と10年間で217世帯増加しています。一世帯あたりの人員は、平成27年では3.0人となり、平成28年以降は3人を下回っている状況で、核家族化が進んでいます。

### 世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数(世帯)	5,466	5,515	5,338	5,732
世帯当たり人員(人)	3.6	3.4	3.3	3.0

※各年4月1日現在の住民基本台帳上の世帯数

## (3) 高齢者

大山町の高齢者人口は、平成17年で5,906人、高齢化率31.3%でしたが、平成27年は、6,203人、高齢化率37.7%と、人口は減っていますが高齢化率は年々増加し、平成32年には40%を超えるという推計値が出ています。

また、高齢者世帯構成では、ひとり暮らし高齢者が平成17年に454世帯であったものが平成27年には917世帯と、463世帯増加しています。

また、高齢者世帯は平成17年に373世帯であったものが、平成27年には669世帯と296世帯の増加で今後も要支援高齢者が増加していくと予想されます。

### 高齢者世帯構成

(世帯)

		平成17年	平成22年	平成27年
大山町	独居高齢者世帯	454	794	917
	高齢者世帯	373	594	669
全 国	独居高齢者世帯	4,069千	5,018千	6,243千
	高齢者世帯	5,420千	6,190千	7,469千

※高齢社会白書(内閣府)及び人数別世帯数調(住民生活課)4月1日現在による

介護保険認定者(65歳以上)は平成20年から29年の9年間で1.6ポイント増加していますが、高齢者数の増加が頭打ちの状態を示しているため、最近の傾向をみると今後は18~19%で落ち着くものと推測されます。

### 要介護(要支援)認定者数 (第1号被保険者)

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定合計	認定率	第1号被保険者 (65歳以上)
平成20年	115	156	115	196	158	151	126	1,017	17.3%	5,852
平成21年	80	153	139	208	167	161	122	1,030	17.7%	5,818
平成22年	61	162	155	196	169	171	130	1,044	18.0%	5,799
平成23年	77	144	170	187	173	170	165	1,086	18.7%	5,804
平成24年	67	160	201	209	169	170	151	1,127	19.1%	5,900
平成25年	99	150	196	210	184	176	157	1,172	19.5%	6,008
平成26年	101	137	228	239	188	186	130	1,209	19.8%	6,087
平成27年	127	132	236	222	173	174	129	1,193	19.4%	6,138
平成28年	96	141	243	212	165	197	133	1,187	19.0%	6,217
平成29年	72	134	266	225	163	187	145	1,192	18.9%	6,285

※各年10月現在の認定者数

#### (4) 障がい者

##### ア. 身体障がい者

大山町における身体障がい者数は、平成17年で1,014人（全人口に占める割合5.4%）、平成27年は922人（同5.6%）となり、10年間で92人減少しています。手帳所持者のうち65歳以上の人は706人で全体の77%になります（H29は658人で全体の78.6%）。

##### 身体障害者手帳所持者 (人)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1,014	1,059	1,099	925	950	969	901	920	923	907	922	835	832
5.4%	5.5%	5.8%	4.9%	5.1%	5.5%	5.0%	5.1%	5.2%	5.2%	5.6%	4.9%	5.0%

##### イ. 知的障がい者

大山町における知的障がい者数は、平成17年で137人、平成27年では146人となり、10年間で9人増加しています。手帳所持者のうち65歳以上の人は14人で全体の8%になります（H29は34人で全体の18%）。

##### 療育手帳所持者 (人)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
137	126	126	141	132	176	133	166	158	170	146	138	136
0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	1.0%	0.7%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%

##### ウ. 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成17年に118人でしたが、平成27年には128人となり、10人の増加となっています。手帳所持者のうち65歳以上の人は33人で全体の26%になります（H29は42人で全体の28.0%）。

##### 精神障害者保健福祉手帳所持者 (人)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
118	115	115	120	132	145	123	147	157	150	128	140	153
0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%

##### エ. 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者

大山町における自立支援医療（精神通院医療）支給認定者は平成17年に264人でしたが平成27年には299人となり、35人の増加となっています。（H29は300人で、直近10年間の平均値277人より23人多く、全人口に占める割合も1.8%と高めに推移しています。）

##### 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数 (人)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
264	239	240	248	257	265	270	276	266	288	299	301	300
1.4%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%

(5) 母子

ア. 合計特殊出生率

大山町における合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）は、平成17年に1.22人でしたが、平成28年には1.50人となりました。県や全国では緩やかな増加となり、大山町も年次的な変動が大きいものの近似値としては増加傾向を示していますが、年少人口は微減の状態、今後の推計値としても減少傾向が続いています。

合計特殊出生率

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
大山町	1.22	1.37	1.28	1.35	1.21	1.34	1.28	1.29	1.52	1.35	1.98	1.50
鳥取県	1.47	1.52	1.47	1.43	1.46	1.54	1.58	1.57	1.62	1.60	1.65	1.60
全 国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

イ. 保育所入所児童・放課後児童クラブ

広域入所を含む町内の保育所入所児童は、平成20年が507人でしたが、平成29年には481人で、26人減少していますが、平成26年以降は徐々に回復傾向を示しています。

放課後児童クラブ利用者数は、平成19年は92人でしたが、平成29年には227人となり、利用児童数が2倍以上に増加しています。これは共働き夫婦の増加、子どもの減少により近所で遊びあうことができなくなってきたなどの背景があるためと思われます。

町内保育所入所児童数（4月1日現在）

(人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
平成20年	3	53	63	121	121	145	1	507
平成21年	7	39	78	101	137	126	1	489
平成22年	4	52	67	113	111	136	0	483
平成23年	7	39	74	96	129	115	0	460
平成24年	12	51	67	105	100	130	0	465
平成25年	7	44	73	98	108	105	0	435
平成26年	12	55	70	101	106	110	0	454
平成27年	11	56	71	102	107	105	0	452
平成28年	12	56	78	87	108	112	0	453
平成29年	9	89	71	107	89	116	0	481

放課後児童クラブ利用者数の推移

(人)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
92	91	99	122	136	130	180	151	193	177	227

## 2. 大山町での福祉サービスの提供や利用の状況

### (1) 高齢者保健福祉サービス

大山町における高齢化率は、平成27年で37.7%に達しており、町民3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。このような状況の中、高齢者に対する保健福祉サービスの提供にあたっては、地域の人々がお互いに協力しあいながら高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことができる心の通い合う高齢社会をめざして、具体的な事業を掲げ積極的に取り組んでいます。

#### 高齢者保健福祉サービスの現状

サービス	内 容	取り組み状況 (平成 28 年度実績)
老人クラブ育成事業	老人クラブ会員の教養の向上、健康増進レクリエーション等により老後の生活を健全で豊かなものにし、福祉増進を図る。	活動実施クラブ数 37 団体
いきいきふれあい活動支援事業	高齢者ができる限り要介護状態にならず、家に閉じこもりがちな高齢者に対し健康でいきいきとした生活を送れるよう支援する。	活動実施クラブ数 28 団体
健康教育・健康相談	生活習慣病、心の相談・健康、認知症などについて実施する。	開催回数 29 回 相談者数 758 人
健康診査等	集団、個別、人間ドックなど組み合わせて実施する。	基本健診(20～39 歳未満) 受診者数 82 人 特定健診(40 歳～74 歳) 受診者数 998 人 後期高齢者健診(75 歳以上) 受診者数 444 人 胃がん検診(集団のみ) 受診者数 632 人 大腸がん検診(集団のみ) 受診者数 1,248 人 肺がん検診(集団のみ) 受診者数 1,305 人 子宮がん検診 受診者数 812 人 乳がん検診 受診者数 505 人 人間ドック 受診者数 254 人
定期予防接種	高齢者福祉の観点から、定期的予防接種を行う。	接種者数 高齢者インフルエンザ 4,254 人 高齢者肺炎球菌ワクチン 589 人

サービス	内 容	取り組み状況 (平成 28 年度実績)	
元気アップ教室	事業対象者に通所型の介護予防教室を実施。運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知症・うつ予防を目的に実施する。	実施対象事業所 対象者 参加延べ人数	7か所 80人 2,843人
水中ウォーキング教室	生活習慣病予防のため、インストラクターの指導のもとプールの中を歩行して運動不足解消を図る。	実施回数 参加延べ人数	60回 1,190人
水中運動教室	温泉水のプールの中で、専門スタッフによりストレッチや体操等を行う。	実施回数 参加延べ人数	80回 724人
3B 体操	ベル・ベルター・ボールという専門の道具を使い、音楽に合わせてストレッチや体操を実施する。	実施回数 参加延べ人数	72回 903人
生きがい活動支援事業	集会所で運動やレクリエーションなどを実施する。(ふれあい・いきいきサロン)	実施回数 参加延べ人数	80回 730人
小地域保健福祉活動	集落等が自主的に行う保健や福祉等の事業を支援する。 ※H30～「輝くシルバー交付金」に整理統合	実施回数	275回
生きがい拠点整備事業	高齢者等が利用しやすいよう集落の施設を整備するための費用を補助する。	実施部落	5集落
高齢者短期入所措置	在宅介護が困難な場合等に、老人福祉施設に短期入所させる。	実施回数 利用人数	2回 2人
居宅介護サービス	居宅介護サービスの利用状況 (地域密着型サービスは含まない)	利用人数 (年度内延べ利用人数)	7,339人
食の自立支援事業 (配食サービス)	栄養バランスのとれた弁当を提供するとともに安否確認を行う。(週5回まで、夕食のみの提供)	利用人数 利用延べ食数	29人 4,982食
タクシー助成事業	「福祉タクシー事業」の補助率などの内容を変更し、平成24年度に「タクシー助成事業」として開始。千円を超える料金に対して半額を助成する。平成30年度からは、料金全体の半額に拡充(料金が千円以下の場合は一律500円助成)	利用登録人数 利用延べ回数	176人 626回

サービス	内 容	取り組み状況 (平成 28 年度実績)	
外出支援サービス事業	要介護状態の人に対して、自宅と医療機関等との間を送迎する。	利用登録人数	114 人
軽度生活援助事業	シルバー人材センターに委託して行うもので、庭の手入れや簡単な家の修繕等を実施し、高齢者の生活を援助する。 ※H28 廃止（県からシルバー人材センターに対して、現金取扱を出来るだけ行わないよう指導があったため）	利用登録人数	17 人
緊急通報体制整備事業	急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与する。	登録者数	65 人
地域包括支援センター	介護予防支援業務、総合相談、権利擁護、及び包括的・継続的ケアマネジメントを実施する。	総合相談 延べ件数	772 件
家族介護者交流事業	介護者を一時的に介護から解放してリフレッシュ等を図るため、日帰り旅行など介護者相互の交流会を実施する。	権利擁護相談 延べ件数	71 件
家族介護教室	介護方法、介護者の健康づくり等に関する知識、技術を習得する。	介護予防プラン作成、予防評価 延べ件数	340 件
家族介護用品の支給	要介護3以上で住民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族に介護用品を支給する。	実施回数	2 回
認知症サポーター講座	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の応援者を養成するための講座を実施する。	利用延べ人数	20 人
家族介護用品の支給	介護方法、介護者の健康づくり等に関する知識、技術を習得する。	実施回数	2 回
家族介護用品の支給	要介護3以上で住民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族に介護用品を支給する。	利用人数	26 人
家族介護用品の支給	要介護3以上で住民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族に介護用品を支給する。	利用者数	34 人
認知症サポーター講座	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の応援者を養成するための講座を実施する。	実施回数	5 回
		利用者数	233 人

## (2) 障害福祉サービス

大山町の障がい者の状況は、平成27年では、身体障がい者 922人、知的障がい者 146人、精神障がい者 128人となっています。

障がい福祉施策については、平成18年度から『障害者自立支援法』が施行され、それまで身体、知的、精神と障がい別に提供されていた福祉サービスが共通化され、サービスの提供主体も市町村に一元化されました。

また、福祉サービスの利用者負担の見直しによる原則1割の自己負担が定められるなど大きな変化があり、制度の定着に向けて各種の対策が図られてきたところです。

本町においても、この法律に基づき、「大山町障がい者プラン（大山町障害者計画・第4期大山町障害福祉計画）」に具体的サービスの目標量を定め、福祉の充実を図ってきました。

なお、平成25年度から施行された『障害者総合支援法』により、障がい者の範囲の拡大等が行われています。また、平成28年4月からは「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障がいのある人からの何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で日常生活や社会生活を送るうえでのバリア（障壁）を取り除くため、合理的な配慮（行政機関等は法定義務）を行わなければなりません。

さらに、平成30年4月1日施行予定の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の支援や高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援拡充を図り、障がいサービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが定められました。

この法律による主な改正内容は次のとおりです。

- ・ 自立生活援助の創設
- ・ 就労定着支援の創設
- ・ 居宅訪問型児童発達支援の創設
- ・ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築〔障害児福祉計画の策定〕
- ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援〔平成28年6月3日施行済〕

町としても、引き続き必要な対応に努め、適切な制度の運用に努めます。

## 障害福祉サービス等の現状

サービス	内 容	取り組み状況及び見込み量	見込み量の確保策
居宅介護	ホームヘルパーが障がいのある人の居宅を訪問し、入浴等の介護を行う。		
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴の介護のほか、外出時における移動支援等を行う。	平成 28 年度利用者数 居宅介護 32 人 重度訪問介護 0 人 同行援護 1 人	ヘルパーの人材確保など、各種研修会の情報提供や参加の促進を図る。
同行援護	視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。	行動援護 1 人 重度障害等包括支援 0 人 合計 34 人	
行動支援	危険を回避するために必要な支援や移動支援を行う。	平成 26 年度利用者数 合計 30 人	
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。		
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間入浴や排せつの介護等を行うと共に、創作的活動又は生産活動の場を提供する。	平成 28 年度利用者数 49 人 平成 26 年度利用者数 48 人	
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士がリハビリテーションや日常生活上の相談支援を行う。	平成 28 年度利用者数 0 人 平成 26 年度利用者数 1 人	事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、近隣市町村の事業所との連携調整を図りながら見込み量の確保に努める。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行う。	平成 28 年度利用者数 3 人 平成 26 年度利用者数 0 人 ※通所型と宿泊型あり	

サービス	内 容	取り組み状況及び見込み量	見込み量の確保策
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	平成 28 年度利用者数 2 人 平成 26 年度利用者数 4 人	利用者・事業所に必要な情報提供を行う。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	平成 28 年度利用者数 11 人 平成 26 年度利用者数 13 人	
就労継続支援 (B型)		平成 28 年度利用者数 97 人 平成 26 年度利用者数 91 人	
放課後等デイサービス	授業の終了後、又は休校日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。	平成 28 年度利用者数 10 人 平成 26 年度利用者数 3 人	地域生活支援事業の日中一時支援、放課後等デイサービス、児童発達支援及び医療型児童発達支援をそれぞれ適切に利用することで、見込量を確保する。
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	平成 28 年度利用者数 1 人 平成 26 年度利用者数 2 人	
医療型児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	平成 28 年度利用者数 4 人 平成 26 年度利用者数 0 人	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が、病気の場合等に、施設が代わって介護を行う。	平成 28 年度利用者数 9 人 平成 26 年度利用者数 5 人	利用者・事業所に必要な情報提供を行うとともに、短期入所事業を行う意向を有する事業者の把握に努める。

サービス	内 容	取り組み状況及び見込み量	見込み量の確保策
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴や排せつの介護、また相談や日常生活上の援助を行う。	平成 28 年度利用者数(人/月) 39 人 平成 26 年度利用者数 45 人	県事業の「障害者グループホーム夜間世話人は一事業」を実施し、事業所をサポートする。 ※「共同生活介護」は平成 27 年度から「共同生活援助」に一本化されました。
施設入所支援	入所している人に、夜間や休日、入浴・排せつの介護等を行う。	平成 28 年度利用者数 34 人 平成 26 年度利用者数 35 人	利用者・事業所に必要な情報提供を行う。
障害者相談支援事業	障がい者やその保護者等からの相談に応じ、福祉サービスを利用するために必要な情報等を提供したり援助等を行う。	平成 28 年度事業所数 5 箇所 平成 26 年度事業所数 5 箇所	身近な場所で相談ができる体制を確保するため、町内の福祉事業者へ情報提供・働きかけを行う。
計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した障がい者(児)について、サービス等利用計画の作成、見直し(モニタリング)を行う。	平成 28 年度事業所数 (障がい者) 15 箇所 (障がい児) 4 箇所 平成 26 年度事業所数 (障がい者) 17 箇所 (障がい児) 3 箇所	利用者・家族へ必要な情報提供を行うとともに、関係機関と連携して、地域で自立した生活を営むことができるよう支援する。
聴覚障がい者意思疎通支援事業	聴覚、言語機能障がいのため、意思疎通が困難な障がい者に、手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る。	平成 28 年度利用者数(人/月) 2 人 平成 26 年度利用者数(人/月) 2 人	必要なサービスを受けられることができるように、委託事業者と協力して、手話通訳者等・要約筆記者等の人材確保に努める。

サービス	内 容	取り組み状況及び見込み量	見込み量の確保策
日常生活用具 給付等事業	重度の障がい者に、ストマ 装具等の日常生活用具を 給付や貸与することによ り、日常生活の便宜を図 る。	平成 28 年度給付件数 281 件 平成 26 年度給付件数 259 件	給付項目を増やすよ う働きかけもあり、 逐次検討していく。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障 がい者に、外出のための支 援を行うことにより、地域 における自立生活と社会 参加を促進する。	平成 28 年度利用者数 17 人 平成 26 年度利用者数 15 人	町内の居宅事業所等 への働きかけをする とともに、移動支援 ニーズが充足できる よう近隣のサービス 事業者との連携に努 める。
地域活動支援 センター	障がいのある人に、創作的 活動又は生産活動の機会 を提供し、社会との交流等 を行う。	平成 28 年度センター数 1 箇所 平成 26 年度センター数 1 箇所	圏域内の地域活動支 援センターとの連携 に努める。
日中一時支援 事業	日中、施設等で障がい者に 一時的な見守り等の介護 サービスを提供すること により、障がい者の家族 等、日常的に介護を行っ ている人の就労支援や一時 的な休息を確保する。	平成 28 年度利用者数 9 人 平成 26 年度利用者数 15 人	障がい児が放課後等 デイサービスを利用 することが多くなり、 利用人数は減る 方向にある。

※ 障害福祉サービスの利用者数については、障害者総合支援法の施行による新体系でのサービス利用者数を記載。

### (3) 次世代育成

大山町における0～14歳の年少人口は、平成17年で2,215人、平成27年では1,822人と依然減少傾向が続いています。

児童の健全育成に関する福祉施策の実施にあたっては、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあると基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻くすべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜びが実感できるようなまちづくりをめざし、大山町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）により、具体的な取り組みや方向性を明記して児童福祉の充実を図っています。

#### 次世代育成関係事業の現状

サービス	内 容	取り組み状況（28年度実績）
離乳食講習会	離乳食期の子どもを持つ保護者を対象に管理栄養士、保健師による離乳食講習会を行う。	実施回数 6回 参加者数（親） 107人
赤ちゃん訪問	保健師、管理栄養士が自宅を訪問する。 ※第二種社会福祉事業（乳児家庭全戸訪問事業）と同時実施	訪問数 乳幼児（延べ） 106人
妊産婦訪問	保健師、管理栄養士が自宅を訪問する。 ※第二種社会福祉事業（乳児家庭全戸訪問事業）と同時実施	訪問数 妊産婦（延べ） 110人
乳幼児の健康診査	3か月健診から5歳児健診を通し、家族が子どもの成長を確認し、育児相談や仲間づくりが出来る場をつくる。	受診者数 乳幼児（延べ） 317人 1歳6か月健診 113人 3歳児健診 118人 5歳児健診 125人
歯科健診・フッ素塗布	1歳から就学前の子どもが対象です。子どものむし歯予防をきっかけに、家族の歯の健康づくりを行う。	受診者数 366人
児童手当	中学校 3年生修了時までの児童を養育している方に支給する。（所得制限あり）	受給対象者（児童）実数 （H29年1月末） 1,662人
任意予防接種	感染症から市民を守るために、任意の予防接種に対して助成を行う。	接種者数 季節性インフルエンザ 911人 風疹 18人

サービス	内 容	取り組み状況（28年度実績）																								
定期予防接種	<p>感染症から市民を守るために予防接種を行う。</p> <p>BCG、四種混合、不活化ポリオ、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、水痘ワクチン、B型肝炎</p>	<p>接種者数</p> <table> <tr><td>BCG</td><td>104人</td></tr> <tr><td>四種混合</td><td>412人</td></tr> <tr><td>不活化ポリオ</td><td>6人</td></tr> <tr><td>二種混合</td><td>94人</td></tr> <tr><td>麻疹・風疹混合1期</td><td>124人</td></tr> <tr><td>麻疹・風疹混合2期</td><td>110人</td></tr> <tr><td>日本脳炎</td><td>556人</td></tr> <tr><td>ヒブワクチン</td><td>413人</td></tr> <tr><td>小児用肺炎球菌ワクチン</td><td>411人</td></tr> <tr><td>子宮頸がん予防ワクチン</td><td>0人</td></tr> <tr><td>水痘ワクチン</td><td>208人</td></tr> <tr><td>B型肝炎</td><td>153人</td></tr> </table>	BCG	104人	四種混合	412人	不活化ポリオ	6人	二種混合	94人	麻疹・風疹混合1期	124人	麻疹・風疹混合2期	110人	日本脳炎	556人	ヒブワクチン	413人	小児用肺炎球菌ワクチン	411人	子宮頸がん予防ワクチン	0人	水痘ワクチン	208人	B型肝炎	153人
BCG	104人																									
四種混合	412人																									
不活化ポリオ	6人																									
二種混合	94人																									
麻疹・風疹混合1期	124人																									
麻疹・風疹混合2期	110人																									
日本脳炎	556人																									
ヒブワクチン	413人																									
小児用肺炎球菌ワクチン	411人																									
子宮頸がん予防ワクチン	0人																									
水痘ワクチン	208人																									
B型肝炎	153人																									
特別医療費助成事業	<p>15歳の年度末までの小児の保険診療分の医療費の自己負担の一部を助成する。</p> <p>ひとり親家庭（所得制限あり）及び特定疾病患者の保険診療分の医療費の自己負担の一部を助成する。</p>	<p>対象者数</p> <table> <tr><td>児童</td><td>2,371人</td></tr> <tr><td>ひとり親家庭</td><td>38人</td></tr> </table> <p>※小児の特別医療費助成については、平成28年4月から対象年齢を18歳まで拡大しています。</p>	児童	2,371人	ひとり親家庭	38人																				
児童	2,371人																									
ひとり親家庭	38人																									
地域子育て支援センター	<p>保育所に入所していない子どもとその保護者と妊産婦へ、親子や地域交流の場として施設を開放し、遊びや読み聞かせ等の交流をすることで、地域での仲間づくりを促進し、子育て家庭支援や児童の健全育成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て支援センターなかやま（中山みどりの森保育園併設） <ul style="list-style-type: none"> <li>※「ほのぼのたいむ」</li> <li>実施回数 29回</li> <li>大人 196人</li> <li>乳幼児 268人</li> </ul> </li> <li>• 子育て支援センターなわ（ふれあい会館内） <ul style="list-style-type: none"> <li>※「すくすく広場」</li> <li>実施回数 14回</li> <li>大人 179人</li> <li>乳幼児 201人</li> </ul> </li> <li>• 子育て支援センターだいせん（大山きゃらぼく保育園併設） <ul style="list-style-type: none"> <li>※「どんぐり広場」</li> <li>実施回数 13回</li> <li>大人 140人</li> <li>乳幼児 175人</li> </ul> </li> <li>• 合計 実施回数 56回 <ul style="list-style-type: none"> <li>大人 515人</li> <li>乳幼児 644人</li> </ul> </li> </ul>																								

サービス	内 容	取り組み状況（28年度実績）
育児講座	保護者を対象に子育てについての学習機会の場を提供する。	実施回数 1回 参加者（延べ）大人 60人 乳幼児 56人
お茶サロンひだまり	どなたでも気軽に立ち寄ることができ、会話やお茶・お菓子を楽しめるサロンを実施する。	実施回数 11回 参加者（延べ）大人 149人 乳幼児 131人
おはなしの会	図書館司書による絵本の読み聞かせと指導や、保育士・相談員による子育てワンポイントアドバイスを行う。	実施回数 12回 参加者（延べ）大人 56人 乳幼児 67人
育児学級	保育所に入所していない子どもとその保護者を対象に、学習と仲間づくりの場としての集団遊び、運動会、クリスマス会等のイベントや、保健師、管理栄養士、助産師による育児相談等を行う。	実施回数 12回 参加者（延べ）大人 266人 乳幼児 342人

サービス	内 容	取り組み状況（28年度実績）
子育てサークル支援	子育てをしている保護者同士が、悩みや不安等を気兼ねなく語り合える仲間づくりの集いである子育てサークルの活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育てサークルなかやま 実施回数 11回 参加者（延べ）大人 113人 子ども 161人</li> <li>• 名和ふれあいサークル 実施回数 31回 参加者（延べ）大人 320人 子ども 353人</li> <li>• 育児サークルひまわり 実施回数 9回 参加者（延べ）大人 148人 子ども 172人</li> <li>• 子育てサークルエコママ 実施回数 8回 参加者（延べ）大人 179人 子ども 170人</li> <li>• 子育てサークル“パパ吉” 実施回数 9回 参加者（延べ）大人 94人 子ども 117人</li> <li>• どのようにらぶ 実施回数 7回 参加者（延べ）大人 156人 子ども 152人 支援回数 6回</li> </ul>
ファミリーサポートセンター事業	子育ての手伝いをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての手伝いができる人（ひきうけ会員）がお互いに会員になって、有料で助け合う組織。 （要：事前登録）	登録数 おねがい会員 152人 ひきうけ会員 63人 両方会員 39人 活動件数 338件
子育て講座 （家庭教育支援事業）	保護者を対象に子育てについての学習機会の提供（保育所、小・中学校、子育て支援センターで参観日等の機会を利用して開催）	実施回数 12回 参加者（延べ）大人 625人

#### (4) 総合支援

制度・分野ごとの縦割りを超えて、高齢者、障がい者、子育て支援等の地域の福祉課題に総合支援を行うための総合相談支援体制づくりを図ります。

### 3. 社会資源の現状

#### (1) 社会資源（保健・医療・福祉等のサービス資源）

ア. 民生児童委員 59人 主任児童委員 3人

イ. 医療機関 12箇所

- |         |        |         |                  |
|---------|--------|---------|------------------|
| ①佐々木医院  | ②名和診療所 | ③小谷医院   | ④キマチ・リハビリテーション医院 |
| ⑤大山口診療所 | ⑥大山診療所 | ⑦菅医院    | ⑧江原歯科医院          |
| ⑨船木歯科医院 | ⑩明石歯科  | ⑪国谷歯科医院 | ⑫小山歯科クリニック       |

ウ. 福祉施設など

##### ・介護関係福祉施設

介護老人福祉施設 2箇所

- ①特別養護老人ホーム ル・ソラリオン名和 ②特別養護老人ホーム 大山やすらぎの里

介護老人保健施設 3箇所

- ①介護老人保健施設 はまなす ②介護老人保健施設 小谷苑  
③介護老人保健施設 サンライズ名和

地域密着型介護老人福祉施設 1箇所

- ①地域密着型小規模特別養護老人ホーム 大山やすらぎの里 めぐみ館

認知症対応型共同生活介護 2箇所

- ①グループホーム 陽だまりの家なかやま ②グループホーム ばんだの里

通所介護 5箇所

- ①大山町社会福祉協議会 通所介護ほほえみ ②ル・ソラリオン名和  
③デイサービスセンターかずき  
④大山町社会福祉協議会 通所介護だいせん ⑤大山やすらぎの里

通所リハビリテーション 3箇所

- ①介護老人保健施設 はまなす ②介護老人保健施設 小谷苑  
③介護老人保健施設 サンライズ名和

地域密着型通所 2箇所

- ①サンライズデイサービスセンター ②ばんだの里やすはら通所介護事業所

地域密着型認知症対応型通所 1箇所

- ①ばんだの里ところご通所指定介護事業所

訪問介護 5箇所

- ①はまなす訪問介護事業所 ②ヘルパーステーションかずき  
③ホームヘルパーセンター玉真園

- ④大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん
- ⑤ばんだの里ヘルパーステーション
- 軽費老人ホーム 3箇所
- ①玉真園                      ②ル・ソラリオン名和                      ③ケアハウスかずき
- サービス付高齢者向け住宅 2箇所
- ①サンライズシニアハウス                      ②ばんだの里やすはらハウス

・障がい者福祉関係施設

就労継続支援 A 型事業所 1 箇所

- ①ストック作業所

就労継続支援 B 型事業所 4 箇所

- ①わかとり作業所大山分場      ②ストック作業所      ③柿木村共同作業所      ④小竹の郷

指定特定相談支援事業所 2 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 サポートセンターだいせん
- ②障害者生活支援事業所はまなす

生活介護事業所 2 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 支援事業所ほほえみ
- ②大山町社会福祉協議会 通所介護だいせん

重度訪問介護事業所 4 箇所

- ①ヘルパーステーションかずき
- ②ホームヘルプセンター ル・ソラリオンなわ (休止中)
- ③大山町社会福祉協議会 訪問介護だいせん
- ④医療法人 佐々木医院

居宅介護事業所 4 箇所

- ①ヘルパーステーションかずき
- ②ホームヘルプセンター ル・ソラリオンなわ (休止中)
- ③大山町社会福祉協議会 訪問介護だいせん
- ④医療法人 佐々木医院

共同生活援助事業所 1 箇所

- ①高田の柿木村ホーム

自立訓練事業所 1 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 支援事業所ほほえみ

短期入所事業所 2 箇所

- ①ショートステイ ル・ソラリオン名和
- ②高田の柿木村ホーム

放課後等デイサービス事業所（障がい児対象） 1 箇所

- ①キッズクラブともだち

・子育て関係施設等

保育所 5箇所

- ①中山みどりの森保育園
- ②名和さくらの丘保育園
- ③庄内保育所
- ④大山きゃらぼく保育園
- ⑤大山保育所

放課後児童クラブ 5施設

- ①なかよしクラブ
- ②なわっ子クラブ
- ③あすなろクラブ
- ④大山児童クラブ
- ⑤大山西児童クラブ

ファミリー・サポートセンター 1箇所

- ①幼児・学校教育課内

地域子育て支援センター 3箇所

- ①中山みどりの森保育園内
- ②ふれあい会館内
- ③大山きゃらぼく保育園内

子育てサークル 6サークル

- ①子育てサークルなかやま
- ②どようクラブ
- ③名和ふれあいサークル
- ④育児サークルひまわり
- ⑤子育てサークルエコママ
- ⑥お父さんサークル・パパ吉

町立図書館の子育て支援（絵本読み聞かせの会） 3箇所

- ①図書館本館定例会話会
- ②図書館大山分館定例会話会
- ③ふれあい会館定例会話会

絵本の読み聞かせボランティアサークル 3グループ

- ①とつげきお話隊
- ②てんぐちゃん
- ③麦の会

・社会教育施設

公民館 5箇所

- ①中山公民館
- ②名和公民館
- ③大山公民館
- ④大山公民館高麗分館
- ⑤大山公民館大山分館

エ. 地域コミュニティ

・地域自主組織 7団体

- ①ふれあいの郷 かあら山
- ②まちづくり大山
- ③かくわの郷 庄内
- ④支え合いのまち 御来屋
- ⑤やらいや逢坂
- ⑥きばらいや上中山
- ⑦楽しもなかやま

・まちづくり地区会議 3団体

- ①まちづくり所子地区会議
- ②まちづくり名和地区会議
- ③まちづくり光徳地区会議

#### 4. 地域福祉の課題

大山町という地域には、どのような地域のニーズがあるのか、解決すべき課題は何かということをはっきりと示していく必要があります。今回の計画策定に当たっては、福祉推進員の協力の下、地域福祉に関するアンケート調査を行ってニーズを把握し、地域福祉計画策定委員会で論議された地域福祉の課題を整理しました。

##### (1) 地域での福祉ニーズの把握と社会資源の活用

- ア. 地域における福祉ニーズや課題を把握するための計画的・定期的なニーズ調査の実施、地域での住民活動からの情報収集、福祉サービス提供事業者や当事者団体、関係機関とのさらなる連携が必要である。
- イ. 社会資源に関する情報や知識が地域住民や福祉関係者、団体などで十分に共有・浸透されていないことが課題である。
- ウ. 子どもから高齢者まで、誰でもわかる社会資源マップが必要である。

##### (2) 福祉サービスの情報提供と相談体制

- ア. 地域生活の中で生活のしづらさが生じた場合、解決していくための必要な福祉サービスやボランティア活動、助け合い活動などについての情報が適切に得られるような体制を整備しておくことが必要である。
- イ. 高齢者・障がい者・児童などの制度をまたいだ総合相談窓口の設置・充実が必要である。
- ウ. 高齢者・障がい者・子育て中の各世代では、情報入手の方法が違うので、その特性に応じた情報提供の方法を配慮していくことが必要である。

##### (3) ネットワークの構築

- ア. 小地域（集落単位）の中での生活問題について、定例的に情報交換や問題解決のための話し合いを行うなどの活動するネットワーク作りが必要である。
- イ. 災害等緊急時にも対応できるネットワークを拡充することが大切である。
- ウ. ネットワーク活動の中で生じてきた問題について、解決が困難な場合は、町や社協と連携したり、ケアマネジメントの活用が必要になるのでその体制づくりを整備することが必要である。

##### (4) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）

- ア. 高齢者や障がい者の中には、自己の判断でサービスを選択したり、契約を結んだりすることが難しい利用者もいるので、そのような方々への支援策が必要である。
- イ. 福祉サービスの利用者がサービスについての苦情を言いにくいこともあるので、要望の段階で自由に言える環境整備や啓発活動をしたらよいのではないかと。
- ウ. 地域福祉権利擁護事業だけでは対応が困難な場合が多いので、成年後見制度のさらなる利用促進を図る。

##### (5) 福祉のまちづくりの推進

- ア. 地域福祉を推進していくためには、ボランティア活動等の住民参加活動をどのように

進めていくのか、また、そのための人材育成をどう進めていくかが課題である。

イ. 地域で自立した生活を送るために必要な公的サービスに加えて、民間のサービスも重要になり、有料でも利用できる制度や支援体制を整えることが必要となる。

ウ. 誰もが安心して暮らせるための条件として、バリアフリーを進めていくことが必要である。また、町民自身がバリアを作らない意識を持つことも大切である。

エ. 福祉サービスを利用する人に共通している問題の一つに、移送問題がある。この問題を町民一体となり、解決する取り組みを進めていくことが、福祉のまちづくりの第一歩となる。

オ. 「福祉」とは何か、「福祉」はどうあるべきかを、教育的観点からも含め、根本的に考えてみる必要がある。

※家庭を中心とした地域全体での支え合いの体制づくりを推進する。

※孤独死対策。特に高齢者や障がい者のみの世帯への見守り体制づくりを推進する。

## 第3部 地域福祉推進の方策

### 1. 地域福祉の理念

大山町においては、町の基本計画である大山町未来づくり10年プラン（総合計画）（平成28～37年度）に基づき、総合的な施策の展開が行われており、福祉部門においても高齢者・障がい者・児童を対象とした各福祉計画が策定され、計画的な福祉のまちづくりが推進されています。

大山町地域福祉計画はこのような既存の計画や理念を踏まえて、総合的な福祉計画として、自然環境に恵まれた大山町という地域で、誰もが健康で安心して暮らせる福祉の町をめざし、大山町民一人ひとりがお互いに協力し支え合う町づくりを進めていく必要があります。

#### （1）既存の計画の理念

ア. 大山町未来づくり 10年プラン（大山町総合計画）（第2期：平成28～37年度）

「人が主役の3つの歯車」によるまちの活性化の推進

イ. 大山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期：平成30～32年度）

地域の人々が、お互いに協力しあいながら、高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもって過ごすことができる心のかよいう高齢社会をめざします。

ウ. 大山町子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）

子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻くすべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるようなまちづくりをめざします。

エ. 大山町障がい者プラン（大山町障害者計画（第2期：平成27～35年度）・障害福祉計画・障害児福祉計画）（第5期障害福祉計画：平成30～32年度）（第1期障害児福祉計画：平成30～32年度）

障がいのある人が、雄大な大山の自然の恵みを受けた大山町でノーマライゼーションの理念を基本とした暮らしやすい生活環境のもと、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

また、障がいのある人の尊厳を尊重するとともに、社会参加の実現と環境面だけでなく、心の「バリアフリー」化を促進し、共に生きる「共生社会」の構築をめざすことを基本理念とします。

#### （2）地域福祉計画の理念

これからの大山町の地域福祉の理念を表す標語を次のとおりとします。

### 「元気で明るく住みよい福祉のまちづくり」

#### 標語の説明

「元気で明るく」は、自分らしい生活が維持されることを意味します。それは、介護や福祉サービスを利用する必要性が生じてもより元気で明るく前向きな生き方を応援するものです。

「住みよい福祉のまちづくり」は、健康づくりや環境問題、災害対策等も含んだ福祉のまちづくりをめざしていこうという考え方を表しています。

## 2. 施策の体系

凡例

町福祉計画：施策

社協活動計画：実施事業

### (1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進

ア. 福祉ニーズ・課題の把握

調査活動の協働推進

調査活動の推進

イ. 福祉サービスの情報提供・啓発

福祉情報冊子の作成・広報媒体の活用

情報提供・啓発広報活動の推進

ウ. 地域福祉を推進する人材の養成

(ア) 福祉教育の推進

学校における福祉教育（学習）の推進

### (2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進

ア. 安心して快適なまちづくりの推進

(ア) 小地域福祉ネットワーク活動の推進

小地域福祉ネットワーク活動の推進

(イ) 女性の社会参画の推進

(ウ) 災害時への対応

(エ) 社会資源マップの作成と活用

(オ) バリアフリーの推進

イ. ボランティアへの支援

(ア) ボランティアセンターへの支援

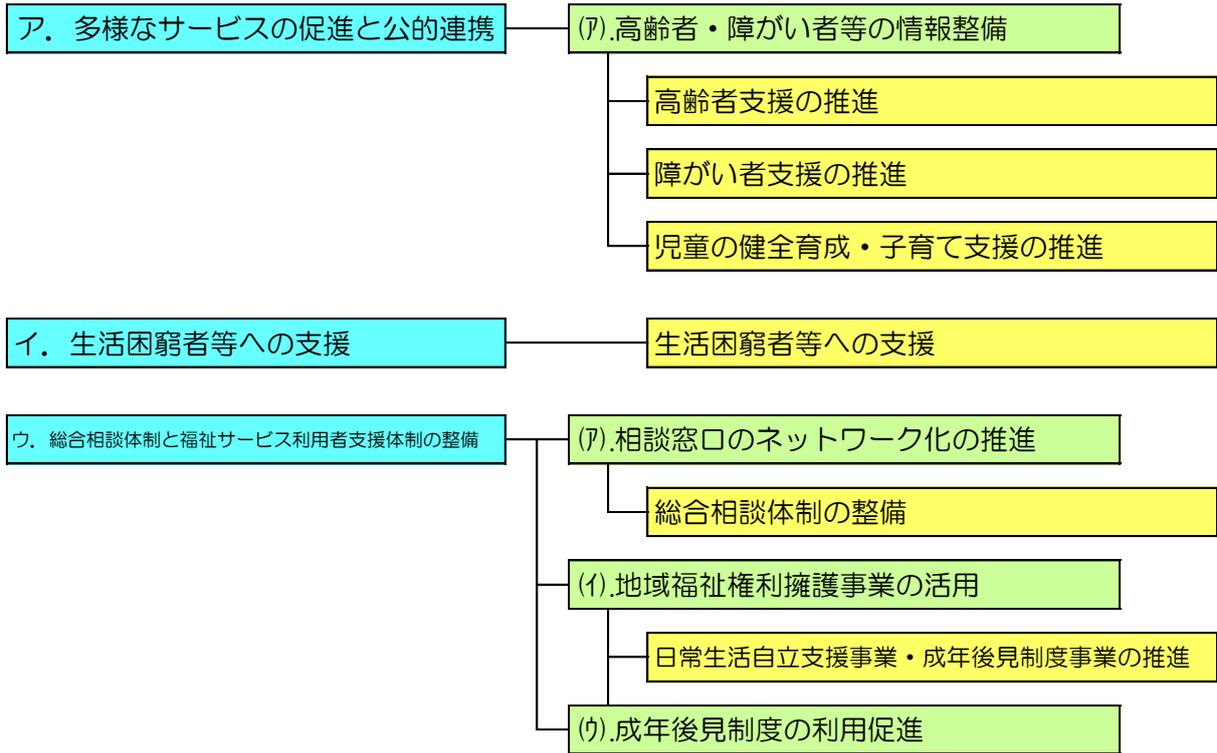
ボランティアセンターの機能強化

(イ) ボランティアの養成

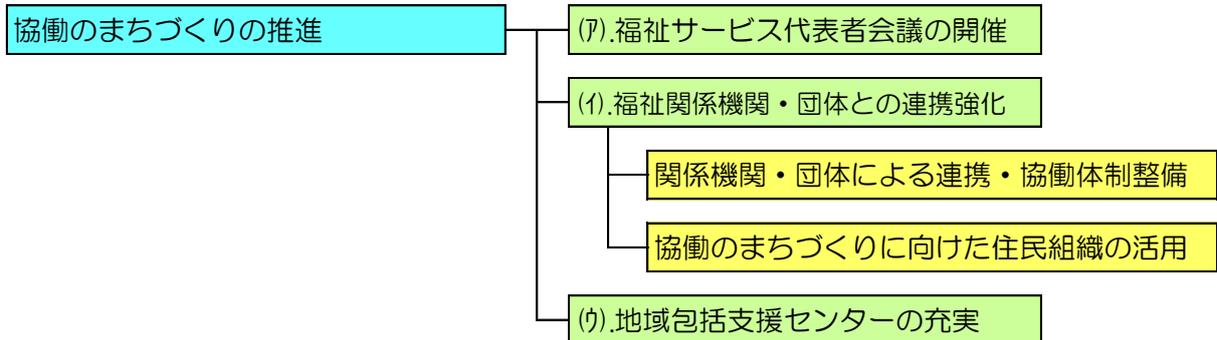
(ウ) 活動の場や機会づくりの推進

災害ボランティアセンター設置に向けた体制づくり

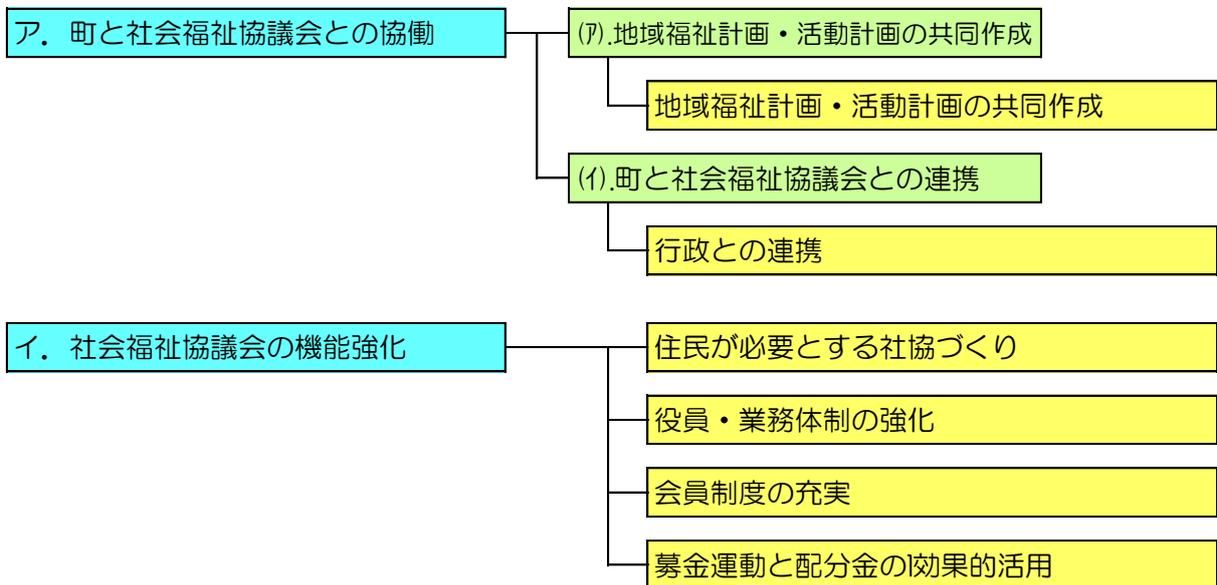
(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進



(4) 地域福祉ネットワーク化と連携・協働活動の推進



(5) 町と社会福祉協議会との連携強化



## 2. 施策の体系

### (1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進

#### ア. 福祉ニーズ・課題の把握

地域での福祉ニーズを把握し、解決への課題を明らかにし、公助・共助・自助の適切な役割分担で解決していくことが地域福祉のめざすものです。

そのために、計画的なニーズ調査の実施、小地域福祉ネットワーク活動等からの情報収集、福祉サービス提供事業者や当事者団体及び関係機関等との連携強化等を推進します。

#### ・施策：（ア）調査活動の協働推進

① 社協と協働して、障がい者等、対象者別福祉ニーズ調査を実施します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 調査活動の協働推進	実施				

#### イ. 福祉サービスの情報提供・啓発

福祉にかかわるサービスは、行政が直接行うものをはじめ社協やNPO、各種ボランティア団体等が行うものがあり、その内容も多種多様にわたります。

これらの情報が、必要な人に迅速かつ適切に伝わるよう、わかりやすい情報発信に努めます。

#### ・施策：（ア）福祉情報冊子の作成・広報媒体の活用

① 高齢者・障がい者・子育て支援等の福祉サービスを一元的にわかりやすく整理して、情報が必要な人の特性に配慮した福祉情報冊子(福祉便利帳)を、適宜改訂作成します。

② 町報・町のホームページ、ケーブルテレビ等に福祉サービス情報コーナーを設け、適時性のある情報発信を継続します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 町民福祉便利帳の作成			改訂配布		
② 福祉サービス情報コーナー	検討		実施		

#### ウ. 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉を推進していくには、福祉人材の養成や育成という人づくりの視点が必要で、福祉に仕事として携わる人や民生児童委員、福祉推進員など今、実際に地域福祉活動を担っている方々に対するものと、子どもも含めた一般の町民の方やボランティア活動、住民活動に関心を持たれている方を対象とした二つの視点があります。

特に、次代を担う世代である子どもたちへの福祉教育は、大山町地域福祉計画が掲げる理念「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」を実現させるためには極めて重要なことであり、積極的に推進していきます。

#### ・施策：（ア）福祉教育の推進

① 福祉への理解を深め、地域福祉活動に参加していく子どもを育てていくため、社協や学校と連携して、福祉教育を推進していきます。

- ② 地域の社会福祉施設の協力を得て、ふれあい体験やバリアフリー体験等の実体験を通じた福祉教育を行っていきます。
- ③ 社協と連携して、親子参加型のボランティア活動等を企画・実行し、家庭における福祉教育を推進していきます。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 福祉教育の推進	実施				
② ふれあい・バリアフリー体験教育の実施	実施				
③ 家庭における福祉教育の推進	実施				

・施策：（イ）各種研修の促進

- ① 社協や関係機関・団体と連携して、社会福祉従事者研修や福祉サービスの質の向上のための研修への参加を促進していきます。
- ② 社協と連携し、民生児童委員、民生委員協力員、福祉推進員、保健推進員及びまちづくり委員等の研修の充実を図ります。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 研修への参加の促進	実施				
② 民生児童委員等の研修の充実	実施				

（２）住民参加・参画による地域福祉活動の推進

ア．安いで快適なまちづくりの推進

地域福祉の推進は、町民一人ひとりが自らの課題とし、考え、参加し、協力して、安心して生活できるまちをつくることを目標にしていく必要があります。

そのためには、同じ地域に住む住民同士が助け合い、協力し合って問題を解決することが大切であるという共通認識が必要となります。これを進めるため、定例的な話し合いや情報交換をする、問題解決のための小地域福祉ネットワーク活動を行い、町や社協等との連携を推進します。

あわせて女性の積極的な参画を促進し、性別による固定的な役割分業意識を見直していきます。

また、自然災害や火災等が起こった場合、自主防災組織等との連携や小地域福祉ネットワーク活動を通して、災害に対する備えを推進します。

災害時のみならず日常生活においても社会資源が有効に活用されることが必要です。

加えて、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、施設や製品等について利用しやすくするユニバーサルデザイン導入の取り組みや、研修、教育、啓発を通して心のバリアフリーへの取り組みも進めていきます。

・施策：（ア）小地域福祉ネットワーク活動の推進

- ① 区長、民生児童委員、民生委員協力員、福祉推進員、保健推進員、まちづくり委員、

老人クラブ及びPTA等の小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 小地域福祉ネットワーク活動の推進	強化				

・施策：（イ）男女共同参画社会の推進

① 女性の積極的な参画を促進するため、ワークライフバランスを重視して、家庭や地域の中で実現していくための広報・啓発活動を推進します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 男女共同参画社会の推進	強化				

・施策：（ウ）災害時への対応

① 高齢者や障がい者等に対する災害情報の伝達や情報を得ることが確実にできる方法を検討し、実施していきます。

② 集落自主防災組織と小地域福祉ネットワーク活動を通して、自助・共助の活動支援と、公助としての支援体制を整備していきます。

③ ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、障がい者等（要支援者）の情報把握について、日頃から関係部局と連携すると共に、必要に応じて民生児童委員へ情報を提供したり、また協力を得ながら災害時避難行動要支援者名簿（要援護者台帳）を整備します。

④ 災害時にあっては、要支援者情報を関係機関と共有し、迅速に対応していきます。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 高齢者や障がい者等への災害情報の提供促進	検討・実施				
② 集落自主防災組織と小地域福祉ネットワークの連携	検討・実施				
③ 災害時避難行動要支援者名簿（要援護者台帳）の整備	実施				
④ 災害時における要支援者情報の活用	実施				

・施策：（エ）社会資源マップの作成と活用

① 小地域（集落）の中で、一人暮らし高齢者等、要支援者の所在を明らかにするため、生活に必要な商店や交通手段・配達サービスなどの情報も掲載した社会資源マップ作りと、その有効活用を促進します。

② 町や社協のホームページ等に社会資源マップを掲載し、有効利用を促進します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 社会資源マップの作成・活用	作成・活用				
② 社会資源の情報提供の促進	実施				

・施策：（オ）バリアフリーの推進

- ① 町や社協が連携して、調査結果や要望等を踏まえて、公助・共助・自助での解決・改善を図ります。
- ② 新たにバリアを作らない運動（自転車放置や、障がい者用駐車場使用等の防止）を、展開していきます。
- ③ 講演会や研修、福祉教育やボランティア活動などを通して、障がいの理解、認識を深めて心のバリアフリー化を促進していきます。
- ④ 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法・平成18年施行）」に係る福祉のまちづくり基本構想については、その必要性の有無も含め、引き続き検討します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 公助・共助・自助での解決・改善	実施				
② 新しいバリアを作らない運動の推進	実施				
③ 心のバリアフリーの促進	実施				
④ 福祉のまちづくり基本構想の検討	検討				

イ. ボランティアへの支援

地域福祉を推進していくために、ボランティア活動が活発に展開され、地域福祉活動があらゆる地域住民の参加を得て発展していくことが求められています。

大山町においては、ボランティアとして137人がボランティアセンターに登録され幅広く活動が行われています。（平成20年から2人増加）

ボランティア活動の現状を踏まえて、社協と連携を強化しながらボランティアの育成を図ります。また、活動状況の把握やグループ化を促進し、活動拠点の整備等の支援を積極的に推進していきます。

さらに、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを望む人を連絡・調整する体制や情報提供のありかたについても整備していきます。

・施策：（ア）ボランティアセンターへの支援

- ① ボランティアセンターの機能を充実し活性化するため、町民への情報提供、広報・啓発活動を充実していきます。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① ボランティアセンターへの支援	強化				

・施策：（イ）ボランティアの養成

- ① 社協と連携して、地域福祉活動の担い手としてのボランティアを育成していくために、ボランティア養成講座を開催します。

- ③ 社協と連携し、ボランティア活動促進のための入門講座やリーダー養成研修等を行います。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① ボランティア養成講座の開催	実施				
② ボランティアへの研修の充実	実施				

- ・施策：（ウ）活動の場や機会づくりの推進

- ① ボランティア活動を促進するため、活動拠点として地域の公共施設の活用、活動費の助成、活動する機会や場づくり等を推進していきます。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 活動の場や機会づくりの推進	実施				

### （3）生活に不安を抱える住民への支援活動の推進

#### ア．多様なサービスの促進と公的連携

福祉ニーズの調査などで集約されてきた、福祉ニーズや解決すべき課題について、既存のフォーマルサービスのなかで対応が難しい場合は、民間サービスの参入やボランティア・NPO等多様なサービス提供主体の活動を促進し、福祉ニーズの充足や課題の解決を図ると共に、個人個人の事情に応じたサービスの選択が可能となる体制を推進していきます。

また、さまざまな機関や団体の連携・協働を推進していくため、サービス情報の開示、情報交換体制を整備していきます。

- ・施策：（ア）高齢者、障がい者等の情報整備

- ① 関係部局と連携し、高齢者、障がい者等の状況を把握し情報を整備します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 高齢者、障がい者等の台帳整備	実施				

- ・施策：（イ）移送サービスの実施

- ① 高齢・障がい・児童等の種別をまたいだ移送サービスについて、必要な改善を行いながら継続していきます。

- ② サービス提供機関等のサービス情報開示や、相互理解を促進するため、情報公開を推進します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 移送サービスの実施を改善・継続	実施				
② 福祉サービスの情報開示・提供	実施				

## イ. 相談窓口の整備と支援体制

安心して地域生活を送るためには、生活上の問題が生じた場合に備え、受けられる必要なサービスの情報や相談できる体制を整えていきます。

新しい社会福祉制度のしくみは、高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する場合、サービス提供事業者と利用契約を結ぶこととなります。

しかし、高齢者や障がい者の中には、適切に自己の判断でサービスを選定し、契約を結んで福祉サービスを利用することが容易ではない人もいます。

そこで、これらの人に対して、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の活用を推進していくための体制を整備していくことが必要となります。

併せて、閉じこもりから就労支援等、社会復帰に繋げるための方策を検討します。

### ・施策：（ア）相談窓口のネットワーク化の促進

- ① 地域包括支援センター・社協・地域子育て支援センター・介護保険事業所等の相談窓口のネットワーク化や連絡協議会を定期的に行い、連携を強化します。また、要保護児童対策地域協議会との連携を進めます。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 相談窓口のネットワーク化	強化				



### ・施策：（イ）地域福祉権利擁護事業の活用

- ① 認知症や知的障がい、精神障がいがある人等福祉サービスの利用支援が必要な場合、地域福祉権利擁護事業の活用を進めていきます。

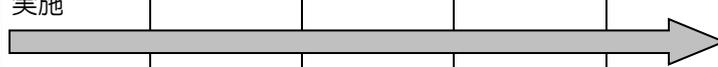
具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 地域福祉権利擁護事業の活用	実施				



### ・施策：（ウ）成年後見制度利用の促進

- ① 成年後見制度の利用促進のための広報・啓発活動を行います。町長申し立てや第三者後見人への報酬の助成制度の充実を図ります。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 成年後見制度利用の促進	実施				



## (4). 地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進

### ア. 協働のまちづくりの促進

福祉ニーズに対応した福祉サービスが適切に提供されるためには、需要（福祉ニーズ）と供給（サービス事業者）とのバランスが保たれていることが大切になります。

多様な主体による福祉サービス提供事業者や団体等が、健全で活発に事業の展開が促進されるために、需要の状況を将来予測も含めて、適切に把握していく体制を整えていきます。

また、小地域福祉ネットワーク活動を通して浮かんできた課題を、小地域福祉ネットワーク活動だけで解決していくことが難しい場合もあります。

その時は、必要な福祉サービスや各種社会資源とを適切に結び付けてくれるケアマネジメントシステムを整備する必要があります。

・施策：（ア）福祉サービス代表者会議の開催

- ① 町内の福祉サービス事業の代表者によるネットワークを構築し、情報交換やニーズに対応しきれていない課題、相互補完、社会資源の開発等について検討する会議を開催します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①福祉サービス代表者会議の開催	実施				

・施策：（イ）福祉関係機関・団体との連携強化

- ① 社会資源の把握・開発を推進するために、町・社協・団体等との連絡会議を開催します。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①関係機関・団体等との連携の強化	実施				

・施策：（ウ）地域包括支援センターの充実

- ① 地域包括支援センターの充実・強化を図ります

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 地域包括支援センターの充実・強化	充実・強化				

（5）町と社会福祉協議会との連携強化

ア．町と社会福祉協議会との協働

社協は、社会福祉法において、地域福祉を目的とする団体と規定されています。

社協は、ボランティア活動や住民活動を支援し、介護保険事業や町委託事業など、地域住民の福祉ニーズに応じて、積極的な事業展開を行っており、今後も、社協が主体的に地域福祉を推進することができるよう財政面や活動環境等も含めた総合的な支援と協働活動を行います。

そして、大山町が策定した「地域福祉計画」と社協が策定した「地域福祉活動計画」が車の両輪となって大山町における地域福祉が推進されていくよう、連携を強化していきます。

・施策：（ア）大山町地域福祉計画・活動計画の共同作成

- ① 町が作成する「大山町地域福祉計画」と社協が作成する「大山町地域福祉活動計画」を共同で作成し、連携のとれた活動を展開することで地域の課題解決を図ります。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 大山町地域福祉活動計画の共同作成	協働				

・施策：（イ）町と社会福祉協議会との連携

- ① 町と社協が、情報交換会や連絡会などを通じ、緊密で統一のとれた活動を展開することで地域の課題解決を図ります。

具体的施策	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 情報交換会や連絡会の開催	強化				



## 第4部 大山町地域福祉活動計画

### 1. 基本理念

「元気で明るく住みよい福祉のまちづくり」

### 2. 基本目標

- (1) 地域の支え合いなど、誰もが福祉活動に参加できる気運とシステムの確立（参画）
- (2) 住みよい地域でいつまでも安心して暮らせる支援体制の確立（安心）
- (3) 地域の関係機関・団体との協働による福祉活動の推進（協働）
- (4) 社会福祉協議会の基盤強化と透明性のある事業の推進

### 3. 現状と課題に対する地域福祉推進の重点事業

#### (1) 住民意識の高揚に向けた啓発

##### (ア) 調査・情報提供・啓発（広報）活動の推進

##### ①調査活動の推進

###### 【現状と課題】

地域福祉活動を推進していく上で、地域における福祉課題を的確に捉え、課題解決に繋げていくためにも調査活動は重要な役割をもっています。

地域住民の問題意識を高めていくための調査活動を推進し、問題の共有化を図っていく必要があります。

###### 【今後の方針】

アンケート調査や訪問による聞き取り調査等の調査活動を展開し、住民の福祉ニーズ把握に努めます。

##### ②情報提供・啓発（広報）活動の推進

###### 【現状と課題】

介護保険制度の改正等、福祉制度がめまぐるしく変貌することからも、どのようなサービスがあるのかわかりにくい等の課題が挙げられます。また、アンケート調査からも福祉サービスについて「ある程度充実している」「充実している」という回答が全体の4割を占めている反面、「わからない」という回答も3割弱を占めており、住民への福祉制度や福祉サービスの周知が行き届いていないことが推測できます。

###### 【今後の方針】

地域福祉を推進していく上で住民の理解と参加は欠かせないことから、より多くの住民に伝えるための広報活動を推進します。具体的には、広報誌「ほほえみ」や福祉事業に関するパンフレットの発行、福祉に関する理解と関心を深めてもらうことを目的とした福祉大会・ボランティアフェスティバルの充実です。また、地域福祉座談会等を開催して住民の声を受け止め、広報活動が一方通行にならないよう、きめ細やかな対応に努めます。さらに、ホームページの充実とケーブルテレビ（大山チャンネル）等の積極的な活用により、最新の情報発信に努めます。

## (イ) 福祉教育（学習）の推進

### 【現状と課題】

福祉教育（学習）の機会の場づくりが住民の主体的な行動を喚起するための動機づけとなり、地域福祉活動の実践に繋げていくためにも、福祉教育が担う役割は大きく、福祉教育（福祉学習）充実のためのプログラムの企画・提案、仕組みづくりが求められています。

### 【今後の方針】

従来から実施している福祉体験学習（車いす、高齢者疑似体験等）の充実を図るとともに児童・生徒を対象とした意識調査を実施し、地域の福祉力を高めていくためのプログラムの開発に努めます。

## (2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進

### (ア) 地域福祉活動への住民参加の促進

#### 【現状と課題】

全国的に地震や台風あるいは豪雪といった自然災害が頻発する中、アンケート調査の結果からも、災害時の対応について自主防災組織の整備や日頃の地域での支えあいや助けあい活動が必要であること等、住民意識の高さが伺えます。地域の防災体制の整備と合わせ、地域（集落内）の福祉問題の早期発見や緊急時対応のための体制整備が重要となってきています。

#### 【今後の方針】

地域住民が主体となり、集落内の見守りが必要とされる高齢者世帯等を支え愛マップの作成を通して要援護者を見守り・支援する取り組みや、災害時の避難支援体制づくりに向けた「災害時における支え愛地域づくり推進事業」を推進していきます。

### (イ) ボランティア活動の振興

#### 【現状と課題】

アンケート調査の結果からも、全体的にボランティア活動に対する関心度が高いことが伺えます。このような住民のボランティア意識の高さを実際の活動へ結びつけていくためのプログラムの企画・提案・啓発活動が必要であると考えられます。また、現在、ボランティアの高齢化とともに活動者が減少傾向にあり、様々なニーズに対応するための活動の担い手が不足してきている等の課題も挙げられます。

#### 【今後の方針】

ボランティアセンターの機能強化とボランティア連絡協議会の活性化を図ります。また、ボランティア活動の充実・発展強化に努め、わかりやすい情報提供や幅広い層への研修・講座の開催等、多くの住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進し、活動の担い手の育成に努めます。

さらに、大規模災害に備えた災害ボランティアセンターの設置のための協力体制の整備、運営に向けた災害ボランティアマニュアルの策定、実働訓練の実施に向けた取り組みを進めます。

## (3) 生活に不安を抱える住民への支援活動

### (ア) 高齢者・障がい者及び児童・子育て等への支援の推進

#### 【現状と課題】

アンケート調査では、「日常生活で困っていることは何ですか」という問いに対し、「特になし」という回答が全体の半数を占めていますが、「交通手段」「健康上の問題」等の生活課題を抱えている方があることも伺えます。

少子高齢化の進展とともに一人暮らし高齢者世帯等の単身世帯の増加が進む中、生活の不便さを解消していくための施策や、要介護状態に陥らないためのさらなる取り組みが必要となってきています。

#### 【今後の方針】

高齢者等の生活の不便さの解消や、既存のサービスでは賄えない制度の谷間に置かれた要支援者への対応として「ささえあいたい」事業等の有償の助けあい活動を推進していきます。また、介護予防や生きがいと交流の場づくりとなる「ふれあい・いきいきサロン」等を推進し、併せて社協が実施する介護保険事業や総合事業との連携を図り、身近な地域での包括的な支援体制の構築に努めます。

### (イ) 生活困窮者等への支援

#### 【現状と課題】

アンケート調査では、「日常生活で困っていることは何ですか」という問いに対し、「経済的な問題」という回答が約15%を占めています。また、「経済的な問題」と回答された方の占める割合は以前の調査より多く、特に若年層に多い傾向が見られます。

働きたくても働けない等の生活上の困りごとや不安を抱えている方(生活困窮者)が増加傾向にあり、問題解決に向けた取り組みが求められています。

#### 【今後の方針】

生活困窮者等への対応としては、伴走型の相談支援事業(自立相談支援事業)をはじめ、課題に応じて就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業を実施し、問題解決に向けた支援を行います。

### (ウ) 総合相談体制と福祉サービス利用者支援体制の整備

#### 【現状と課題】

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など判断能力が十分でない方への生活支援について、本人を取り巻く家庭環境や生活様式・価値観の変化等により親族の支援が期待できないケースが増えてきています。今後も複雑化する社会環境を想定すると、日常生活自立支援事業の利用増加も予想されることから、福祉サービス利用者支援体制の整備が求められています。

#### 【今後の方針】

日常生活自立支援事業への理解と利用促進を図るため、民生児童委員や福祉関係機関との連携強化により、ニーズキャッチシステムの充実を図ります。

また、日常生活自立支援事業では対応が難しいケース対応のために成年後見制度へ繋いでいく等、福祉サービス利用者支援体制の構築に向けた環境整備に努めます。

#### (4) 地域福祉ネットワーク化と連携・協働活動の推進

##### 【現状と課題】

地域福祉を推進していく上で関係機関との連携や協働は不可欠であり、福祉課題の解決や地域包括ケアの視点からも法人の枠を超えた連携や協働、福祉ネットワークの構築に向けた取り組みが必要となってきました。

##### 【今後の方針】

福祉のまちづくりに向け、幅広い分野の関係機関・団体等の積極的な参画による協議の場づくりを行い、それぞれが担うべき役割を明確にしながら一体的に進めていくための地域福祉ネットワークの構築に向けて取り組みます。

併せて、既存の福祉サービスでは対応できない福祉ニーズに対して、生計困難者に対する相談支援事業（えんくろり事業）等を推進し、町内の社会福祉法人やまちづくり会議等との連携による協働事業の開発に努めます。

#### (5) 社会福祉協議会の機能強化

##### 【現状と課題】

住民から「社会福祉協議会の会費が何に使われているのかわからない」等の声を耳にします。地域福祉を推進していく上で、社会福祉協議会の組織や展開している事業等についての住民の十分な理解が得られなければ事業展開への協力を得ることは困難となります。時代の変化とともに、社協の組織体制の活性化や財政基盤の強化とともに社協会費や共同募金配分金の使途等を明らかにしていくことが求められています。

##### 【今後の方針】

「目に見える社協」への具現化に向け、社協が住民に身近な存在と成り得るよう、これまで以上に関係機関・団体等との連携を密にし、協働による地域福祉事業の推進を図ります。また、「福祉は高齢者や障がい者等、特定の人のものではない」という観点からも幅広い分野の参画による委員会の運営等、組織体制の見直しを図るとともに、職員の資質向上のための教育制度の導入等、組織の活性化に向けた取り組みを進めます。

また、会費制度への理解促進に向けてホームページの活用等による積極的な情報公開に努めるとともに、募金配分委員会の活性化を図り、公平性・透明性の確保に努めます。

#### 4. 実施計画

大山町の地域福祉の現状と課題に対する、地域福祉を推進するための基本計画の具体的な取り組み内容と、事業を実施していくために必要な財源について整理し、計画の期間である5年間の実施計画を定めます。

ただし、3年目に計画の見直しを行い、社会福祉の動向等により、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

(1) 住民意識の高揚に向けた啓発

(ア) 調査・情報提供・啓発（広報）活動の推進

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①調査活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉に関する町民の意識調査</li> <li>○一人暮らし高齢者世帯の意識調査</li> <li>○ボランティアによる意識調査</li> <li>○小・中学生の福祉に関する意識調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アンケート調査による実施</li> <li>○訪問による聞き取り調査の実施</li> <li>○座談会・研修会等によるニーズ調査</li> </ul>
②情報提供・啓発（広報）活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌「ほほえみ」の発行</li> <li>○パンフレットの発行</li> <li>○DVD（動画）の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しく、わかりやすい情報提供と広報活動の促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉大会・ボランティアフェスティバルの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉のまちづくりやボランティアに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、関係機関・団体と連携した企画や内容により大会の充実を図る</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉座談会等での情報提供や広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会の事業活動や地域福祉に関する情報をDVD等で有効に活用し、わかりやすい広報活動に努める</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災無線・ケーブルテレビを使用した社会福祉協議会の事業紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災無線・ケーブルテレビ（大山チャンネル）の積極的な活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動の発信源としてホームページを活用する</li> </ul>

(イ) 福祉教育の推進

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①学校における福祉教育（学習）の推進	○小・中学生の福祉に関する意識調査	○福祉教育プログラムを活かしていくための児童・生徒への意識調査
	○福祉教育プログラムの企画・提案	○学校・関係機関・団体等との連携や協働による福祉教育プログラムの企画・提案
	○福祉体験事業	○関係機関との連携・協働による福祉教育（学習）の推進（サマースクール・春休みチャレンジスクール等） ○福祉体験学習の出前講座（車いす体験・高齢者疑似体験等）
	○地域の人材を活用できる仕組みづくり	○地域や学校等と連携を行い、ボランティアセンターを軸とした人材確保と調整

(2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進

(ア) 地域福祉活動への住民参加の促進

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①小地域福祉ネットワーク活動の推進	○災害時における支え愛地域づくり推進事業（見守り・安否確認）の推進	○支え愛マップの作成（要支援者・避難支援者の情報、避難経路等を記載） ○要支援者の見守り体制の構築 ○緊急時の避難支援に係る研修会・避難訓練等
	○生活支援事業の推進	○ささえあいたいの充実強化
	○福祉推進員の定着・活動の活性化 ○福祉推進員と民生委員、関係機関との連携強化	○集落（自治会）に対する役割の理解促進 ○福祉推進員の研修会の充実 ○民生委員との連携強化 ○保健推進員との連携

(イ) ボランティア活動の振興

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①ボランティアセンターの機能強化	○ボランティアの啓発及び育成の促進	○ボランティア連絡協議会の充実 ○ボランティア活動の拠点整備 ○ボランティア交流の場づくり ○ボランティア啓発活動 ○ボランティアの育成研修会等の開催 ○多様なボランティア活動への支援 ○ボランティア登録・斡旋の充実 ○ボランティアの実践促進を目的とした研修会等の開催
②災害救援ボランティアセンターの設置に向けた体制づくり	○災害救援ボランティア活動支援マニュアルの策定	○大規模災害時に設置される災害救援ボランティアセンターの立ち上げ・協力体制・運営についてのマニュアルの策定 ○マニュアルに基づいた実働訓練の実施

(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動

(ア) 高齢者・障がい者及び児童・子育てへの支援の促進

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
① 高齢者支援の推進	○ふれあいいいきいき活動の充実・強化	○地域住民やボランティアによる自主運営の促進 ○サロン世話人の育成や研修・交流
	○さわやか福祉事業の充実	○地域福祉座談会を通じ、日常の見守りや支えあいの重要性の理解と、緊急時の連絡体制づくりを進める ○見守り活動や給食サービスの推進（配食・会食）
	○独居高齢者等緊急連絡先等の把握と連絡体制の整備（戸別訪問活動の充実）	○福祉台帳（個別カルテの作成） ○福祉台帳のデータベース化
	○生活支援体制整備事業	○生活支援コーディネーターの配置
	○外出支援サービス事業（町委託事業）	○要介護状態で一般公共交通機関が利用困難な高齢者の通院送迎サービス
	○介護保険事業の推進	○居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業の推進
② 障がい者支援の推進	○障がい者への理解の促進と社会参加支援活動の推進	○研修会の開催やボランティア養成研修等と連携した支援活動の推進
	○外出支援サービス事業（町委託事業）	○一般公共交通機関が利用困難な障がい者の通院送迎サービス
	○障がい福祉サービスの充実	○居宅介護事業、移動支援事業（支援訪問だいせん） ○生活介護（基準該当）事業（支援事業所ほほえみ、支援通所事業所だいせん） ○特定相談支援事業（サポートセンターだいせん）
	○あいサポート運動の推進	○あいサポーターの育成
③ 児童の健全育成・子育て支援の推進	○子育て支援の啓発・交流・支援	○子ども見守り隊の支援 ○あいさつ運動（防犯） ○子育て支援センターや子育てサークル等の関係機関と連携し、地域の実態に即した子育てサロンの開催
	○児童の健全育成	○学習支援の充実強化 ○食を伴う居場所づくり

(イ) 生活困窮者等への支援

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①生活困窮者への支援	○生活困窮者支援体制の整備	○自立相談支援事業 ○就労準備支援事業 ○家計相談支援事業 ○子どもの学習支援事業 ○生活福祉資金の実施 ○えんくるり事業の実施

(ウ) 総合相談体制と福祉サービス利用者支援体制の整備

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①総合相談体制の整備	○仲介・調整機能を充実させた相談体制の整備	○仲介・調整機能の充実（心配ごと相談・法律相談・心の健康相談） ○その他、社会福祉法人との連携による総合相談所の開設
②日常生活自立支援事業・成年後見制度事業の推進	○日常生活自立支援事業 ○成年後見制度事業	○地域福祉権利擁護の利用促進・ニーズキャッチ活動の実施 ○生活支援員の確保 ○成年後見制度の推進

(4) 地域福祉ネットワーク化と連携・協働活動の推進

(ア) 関係機関・団体によるネットワークと協働体制の確立

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①関係機関・団体による連携・協働体制の整備	○社会福祉法人との連携と協働体制の整備	○法人連絡会の開催 ○協働事業の開発
	○福祉団体・各種団体との連携	○老人クラブとの連携による地域の見守り、支えあい活動、防災学習、避難訓練の取り組み ○福祉団体（老人クラブ等）の事務と自主運営に向けた側面的な支援

(イ) 福祉ニーズに基づくサービス提供支援の推進

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①協働のまちづくりに向けた住民組織の活用	○福祉ニーズに基づいた住民組織と連携した福祉サービスの取り組み	○民間法人・住民組織等との連携した福祉サービスの開発（買い物支援・除雪等）

(5) 社会福祉協議会の機能強化

(ア) 住民組織としての体制・基盤整備

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①住民が必要とする社協づくり	○社協の事業活動に向けた理解の促進	○「目に見える社協」への転換を図るための地域福祉活動計画に基づく事業や活動支援
②役員体制の充実・強化	○役員の実・責任体制の明確化への取り組み	○役員等の幅広い分野からの選出を検討 ○事業運営の専任理事等の役員体制づくり
③業務体制の強化	○職員の業務・財政の効率化	○業務体制の見直しと業務分担の再編整理 ○職員の意識の活性化や専門性の向上促進
④行政との連携	○行政とのパートナーシップ	○行政との連携強化（情報交換会・連絡会）

(イ) 財政基盤の強化

事業実施項目	事業（活動）名	主な取り組み（内容）
①会員制度の充実	○住民会員制度の充実 ○賛助会員・特別会員の充実	○全戸会員制への理解の促進 ○団体・地元企業等への理解と加入促進
②共同募金・歳末たすけあい募金運動と配分金の効果的活用	○共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進	○広報・啓発活動の推進
	○共同募金委員会の充実	○共同募金配分金助成事業の推進 ○事業の公平性・透明性の確保

## 第5部 地域福祉推進体制の整備

### 1. 大山町の推進体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行状況の把握と評価を地域福祉計画推進委員会を設置して定期的に行います。

原則として、年1回（2月頃）、大山町と大山町社協の進捗状況を報告して意見等を集約します。なお、中間見直しの年（平成32年度）においては、複数回の推進委員会を開いて、本計画の文言等の修正を行います。

### 2. 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

大山町と大山町社協は互いに協力し合い、平成25年から地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に策定しています。

これは、地域福祉を、公助・共助・自助の最適な組み合わせで創り上げていこうとするもので、大山町における地域福祉を積極的に推進していくために、地域福祉計画と地域福祉活動計画が密接に連携・協働することが重要だと考えるからです。

大山町と大山町社協が引き続き協力し合い、住民参加を促進しながら、地域福祉の確実な実施に向け、連携を強化していきます。



# 資 料 編

## 1. 用語解説

区分	用語名	解 説
い	インターネット	加入者の間に世界中のコンピューターをつないで情報交換ができるようにした国際的な通信情報サービス
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族
く	苦情解決制度	福祉サービスに関する利用者からの苦情について、そのサービスを提供する福祉事業の経営者が解決に努めなければならないシステム
け	ケアマネージャー (介護支援専門員)	要介護者やその家族からの相談に応じ、希望者や心身の状況から適切な介護サービス利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行う。厚生労働省令で定められた専門家
	ケアマネジメント	介護を要する高齢者や障がい者のニーズごとに、多様なサービスを効果的に組み合わせ提供するための手法
	権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明できない障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと
こ	高齢化率	65歳以上人口が総人口に占める割合
し	社会資源マップ	社会資源とは社会福祉法では社会福祉施設、備品、サービス、制度、情報、人材などで視覚的に地図化したもの
	小地域福祉ネットワーク活動	小地域(集落・自治会)において、日常生活を送る上で、何らかの支援を必要とする方を、地域住民や関係機関・団体等の主体的な参加による福祉活動により支援していくことを目的とした、支えあいのネットワークの組織化を推進すること
	社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を目的とする団体として規定された組織。行政や関係機関と連携して、ボランティア事業や小地域ネットワーク活動、普及啓発活動など推進している。
せ	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を守る制度。成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人にかわって財産管理や介護・医療などに関する契約をおこなう。
た	第三者評価	事業者ではない第三者の多様な評価機関が、事業所と契約し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力を評価すること。評価結果については利用者に分かりやすい形で情報提供される。

区分	用語名	解 説
ち	地域福祉計画	平成12年に改正された社会福祉法において、住民等の参加を得て、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、社会参加も含めた自分らしい生活が送れるような地域社会をつくるため市町村が策定する計画
	地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送るための制度。福祉サービス利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施される。
ね	ネットワーク	複数の主体などが、相互に情報や業務などの連携を通じたつながりを持ちながら、全体でひとつのまとまり・システムとして構成されていること
の	ノーマライゼーション	福祉の基本理念の一つで、障がいのある人や高齢者も含めて、すべての人々が共に生きる社会こそ普通（ノーマル）であるという考え方
は	パートナーシップ	まちづくりなどの事業において、町民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し役割や責務を自覚することを通して築いていく相互の信頼関係
	バリアフリー	高齢者や障がい者等の生活弱者のために、生活に障がいとなる障壁（バリア）を取り除くこと。 例えば、建物や道路などの障壁だけではなく、障がい者に対する偏見や差別の解消も「心のバリアフリー」とよばれる。
ふ	フォーマルサービス	医療保険制度や介護保険制度等の法律や制度に基づいて行われる専門職による公的なサービス（ヘルパー、デイサービス等） ⇨インフォーマルサービス：家族や友人、民生委員、地域、NPO等による公的ではない援助のこと。
	福祉のまちづくり	障がい者や高齢者などを含めた全ての地域住民が、安全かつ快適に施設を利用できるよう物心両面にわたる地域環境を創出することを目的としたまちづくり
ほ	ボランティア	自由意志を持って社会事業、災害の救済などのために無報酬で働く人
よ	要援護者	心身の障がい又は疾病などにより、日常生活を行う上で、何らかの援助が必要な人
	要介護認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村が認定するもの
わ	ワークショップ	目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、町づくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創作活動

## 2. アンケート結果

### 町民の方への地域福祉に関するアンケート調査

#### 【地域福祉に関するアンケート調査のお願い】

日頃より、町ならびに社会福祉協議会に深いご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

少子高齢化社会の到来と生活様式や個人の価値観の多様化とともに、私たちを取り巻く環境の著しい変化により福祉課題も複雑化し、あらためて地域福祉の在り方が問われています。

このような中、私たちが住む地域における福祉課題を明らかにし、今後の地域福祉を推進していくための基礎資料とするためのアンケート調査を実施することとしました。

ご多忙の折とは存じますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年11月

大 山 町 長 竹 口 大 紀  
大山町社会福祉協議会長 大 原 毅

○調査方法：町内の自治会（集落）単位で年代男女別に人数を  
割り当て、福祉推進員を通じて配布・回収

○実施時期：平成29年11月

○配布数：1,047部

○回収数：839部（回収率：80.1%）

## 地域福祉に関するアンケート調査結果

問1. あなたの性別をお答えください。

	全体		839
1	男性	49.3%	414
2	女性	47.4%	398
	未回答	3.2%	27

問2. 年齢についてお答えください。

	全体		839
1	20代	10.0%	84
2	30代	14.2%	119
3	40代	14.9%	125
4	50代	14.2%	119
5	60代	17.0%	143
6	70代	15.9%	133
7	80代以上	11.8%	99
	未回答	2.0%	17

問3. あなたのお住まいはどちらですか。

	全体		839
1	上中山地区	3.6%	30
2	下中山地区	9.5%	80
3	逢坂地区	11.0%	92
4	庄内地区	9.9%	83
5	御来屋地区	9.2%	77
6	名和地区	7.4%	62
7	光徳地区	10.0%	84
8	大山地区	14.3%	120
9	所子地区	13.2%	111
10	高麗地区	9.9%	83
11	その他	0.0%	0
	未回答	2.0%	17

問4. あなたの家族構成を教えてください。

	全体		839
1	一人暮らし	6.0%	50
2	夫婦のみ	14.9%	125
3	夫婦と子供(18歳未満)	9.2%	77
4	夫婦と子供(18歳以上)	14.8%	124
5	3世代以上	35.0%	294
6	その他	17.4%	146
	未回答	2.7%	23

【 その他記述 】

息子と二人、子供二人と三人暮らし、2世代、4世代、親と子、夫婦と祖母

問5. 現在お住まいのところは住みやすいと思いますか。

	全体		839
1	大変住みやすい	10.6%	89
2	住みやすい	53.2%	446
3	どちらともいえない	26.3%	221
4	住みにくい	6.0%	50
5	大変住みにくい	1.4%	12
	未回答	2.5%	21

問6. 問5で「1. 大変住みやすい」「2. 住みやすい」と答えた方のみ。住みやすい理由は何ですか。(複数回答可)

	全体		1172
1	自分の家や土地に愛着があるから	31.2%	366
2	自然環境が良いから	31.0%	363
3	近所に親戚や親しい人がいるから	17.2%	201
4	仕事上の都合がよいから	7.0%	82
5	買い物や交通の便がよいから	5.7%	67
6	公共施設が整っているから	3.5%	41
7	医療・教育・福祉が充実しているから	4.1%	48
8	その他	0.3%	4

【 その他記述 】

地元神社での結婚式にも皆さん参加して下さいました。

親しく付き合っている。

大山町が好き。

静かである。

専業農家で都合が良い。

問7. 問5で「4. 住みにくい」「5. 大変住みにくい」と答えた方のみ。住みにくい理由は何ですか。(複数回答可)

	全体		148
1	住居の立地条件(自然環境)が悪い	8.1%	12
2	近所づきあいが煩わしい	9.5%	14
3	集落の行事が大変	12.2%	18
4	働く場所が少ない	14.9%	22
5	買い物や交通の便が悪い	36.5%	54
6	公共施設が充実していない	4.7%	7
7	医療・教育・福祉が充実していない	8.1%	12
8	その他	6.1%	9

【 その他記述 】

5. 全てにおいて遠い、イオンが遠い、服屋が無い、近くに店などない、商店が無い、駅・スーパー、学校、役場など遠い、車が無いと不便

6. 全て遠方にある

- 7. 役場より遠い、皮膚科・耳鼻科といった専門科が無い
- 8. 雪の日に車が出せない、娯楽が無い、雪が積もると出勤するのに大変、60代以上の人の考え方が古い、光熱水費が高い、区長の仕事がとても多く仕事を持ちながらとても大変だった。ノイローゼになりそうだった、携帯電話の電波が入りづらい、自由に建物が建てられない

問8. 普段、あなたは近所の方との程度付き合っていますか。

	全体		839
1	家族ぐるみで親しく付き合っている	16.8%	141
2	お茶をよばれたり誘い合ったりしている	11.7%	98
3	顔を合わせれば挨拶をする程度	47.4%	398
4	集落の行事に参加する程度	13.7%	115
5	全く付き合いをしていない	1.9%	16
6	その他	1.5%	13
	未回答	6.9%	58

【 その他記述 】

今は一人で外へ出れない

関係性に応じて異なる

ファミリーサポート活動

開拓地なので家が離れており普段はあまり付き合いは無いが、集落の行事等で親しくしている

お土産、野菜のやり取り

近所で仲良くしているのは2, 3件

問9. 現在、あなたはどのような地域活動に参加していますか。(複数回答可)

	全体		1141
1	自治会の活動(婦人会・子供会を含む)	35.5%	405
2	PTAや老人クラブなどの活動	11.9%	136
3	趣味や娯楽の活動	10.9%	124
4	スポーツ教室やレクリエーション活動	8.8%	100
5	ボランティア活動	8.7%	99
6	何も参加していない	21.7%	248
7	その他	2.5%	29

【 その他記述 】

足が悪いので

草刈り、イベント

集落の寄合、共同作業等

祭りの準備と主催

区内の行事ほか

除草作業等

地域自主組織

集落の運動会

子育てサークル

スポーツ少年団

グランドゴルフ大会

消防

問10. 問9で「6. 何も参加していないと答えた方のみ。地域活動に参加していない理由は何ですか。(複数回答可)

	全体		198
1	仕事や家事で忙しいから	38.4%	76
2	家族の介護・看病のため	3.0%	6
3	育児や子育てのため	1.5%	3
4	体が弱く病気がちであるため	9.6%	19
5	参加するきっかけがないため	19.2%	38
6	全く興味がない	20.2%	40
7	その他	8.1%	16

【 その他記述 】

- 興味のあるものが無い
- 自分自身介護状態だから
- 他に趣味があるので
- 要支援1のため
- 都合が悪かったりするため
- 学生のため
- なぜ縛られなくてはならないのか？
- 社交性が無く体形も悪く出かけるのがおっくう
- 休みが合わない
- 引っ越して集落に入った為、参加しにくい感じもある

問11. あなたはボランティア活動についてどう思われますか。

	全体		839
1	現在参加をしている	12.0%	101
2	友人と一緒に参加したい	4.5%	38
3	時間が出来たら参加したい	20.1%	169
4	学習の機会があったら参加したい	4.3%	36
5	家事や仕事が忙しく参加できない	17.9%	150
6	どんなボランティアがあるかわからない	13.1%	110
7	参加できない	12.4%	104
8	参加したくない	6.7%	56
9	その他	1.8%	15
	未回答	7.2%	60

【 その他記述 】

- 民間のボランティアが自発的に行動を起こすのは無賃金でよいが、緊急事態を除き、町はタダで人を使おうとすべきではない。ボランティア団体の支援は行うべき
- 会社では参加している(大山一斉清掃、皆生海岸清掃、水鳥公園)
- 参加したいが、具体的にどういう活動があるのかわからない
- 老人を思う人がいない
- 他人に迷惑をかけない生活がボランティアだと思っている

問12. 問11で「1. 現在参加している」または「2～4. …参加したい」と答えた方のみ。現在どのようなボランティア活動に参加していますか。また、今後どのようなボランティア活動に参加してみたいと思いますか。(複数回答可)

	全体		549
1	高齢者に関する活動(見守り、話し相手等)	18.6%	102
2	乳幼児の子守り・児童の見守り	12.0%	66
3	スポーツ・イベントに関する活動	22.2%	122
4	福祉施設等の介助	5.1%	28
5	美化活動	26.4%	145
6	募金活動	2.2%	12
7	災害復旧活動	8.2%	45
8	その他	5.3%	29

【 その他記述 】

よくわからない  
福祉施設の清掃  
公民館活動  
読み聞かせボランティア  
児童健全育成  
ファミサポの会員  
社会を明るくする運動  
地域から犯罪者を出さない、更生への道をすすめる運動  
観光ガイドボランティア

問13. 問11で「7. 参加できない」「8. 参加したくない」と答えた方のみ。「参加できない」「参加したくない」理由は何ですか。

	全体		225
1	興味や関心がないから	13.8%	31
2	参加する機会(時間)がないから	14.7%	33
3	時間がないから	16.9%	38
4	気恥ずかしいから	0.9%	2
5	体調が悪いから	19.6%	44
6	活動の内容や方法がわからないから	4.0%	9
7	自分の生活で精一杯だから	27.6%	62
8	その他	2.7%	6

【 その他記述 】

介護のため  
敬老の心が無い、声掛けが無い

問14. あなたは現在の福祉サービスについて、どのように考えていますか。

	全体		839
1	充実している	4.2%	35
2	ある程度充実している	37.2%	312
3	あまり充実していない	13.7%	115
4	全く充実していない	1.7%	14
5	わからない	37.2%	312
6	その他	0.8%	7
	未回答	5.2%	44

【 その他記述 】

老人や障がい者も出来るだけ家庭で生活するのが理想だと思うので、「施設が増える事=福祉の充実」だとは思えない

役場の手続きはITで効率化すべき

問15. 福祉サービスを充実させていく上で行政と町民はどうあるべきと考えますか。

	全体		839
1	行政に責任があり、町民はそれほど協力する必要はない	3.3%	28
2	行政に責任はあるが、手の届かない部分は町民が協力すべきである	22.1%	185
3	町民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである	11.4%	96
4	行政と町民が協力し合い、共に取り組むべきである	46.1%	387
5	わからない	11.4%	96
6	その他	0.5%	4
	未回答	5.1%	43

【 その他記述 】

世界中でうまくいっているモデルを分析して、良い所を取り入れて大山町でカスタマイズしていく

福祉とはお金儲けなのか？今後とも追求していきたい

問16. あなたは集落内の方たちへ望むとしたら何を期待しますか。(複数回答可)

	全体		1376
1	災害や緊急事態が発生したときの対応	37.6%	518
2	買い物支援やゴミ出し等における日常の生活支援	7.0%	97
3	子供や高齢者の見守りや声かけ	22.9%	315
4	環境保全	16.2%	223
5	イベント・交流の場の確保	9.2%	127
6	何も望まない	6.2%	85
7	その他	0.8%	11

【 その他記述 】

若い人の流出

連絡網の整備

町には期待できない

部落内に一部道が狭い所があり、フェンスがしてありそのフェンスを取り外せるようにすれば道が通り抜けできと思うが、町はそれは出来ないと言われた

笑顔のある集落

問17. あなたが日常生活で困っていることは何ですか。(複数回答可)

	全体		947
1	交通(移動)手段	11.1%	105
2	食事・洗濯などの家事	2.2%	21
3	家族の介護	4.9%	46
4	子育て・教育	5.1%	48
5	近所付き合い	3.5%	33
6	健康上の問題(通院等)	8.2%	78
7	経済的な問題	14.6%	138
8	特になし	49.1%	465
9	その他	1.4%	13

【 その他記述 】

お店が遠い  
 今後、高齢な両親の介護  
 職場での人間関係  
 仕事  
 雪の日の除雪が名和は遅い  
 家庭問題(世代間の考え方の違いが大きい)  
 高齢になった時の交通手段、経済的な事に不安を感じる

問18. あなた自身に困りごとや問題が発生した場合、誰に相談しますか。(複数回答可)

	全体		2125
1	親	13.7%	291
2	配偶者	22.4%	477
3	兄弟・姉妹	11.6%	246
4	子供・孫	13.6%	288
5	親戚	6.4%	136
6	友人知人	12.6%	268
7	近所の方	4.4%	94
8	職場の上司・同僚	3.8%	80
9	医師	2.3%	49
10	施設職員	0.4%	9
11	保育士・教師	0.5%	10
12	民生委員	1.4%	29
13	役場	1.9%	40
14	社会福祉協議会	0.8%	18
15	議員	0.1%	2
16	各種相談窓口	2.6%	56
17	相談できる人がない	0.9%	19
18	その他	0.6%	13

【 その他記述 】

自分の体が元気なうちは、問題は自分で解決すべく努力しています  
 人に相談しない  
 内容によるが、なるべく相談したくない

問19. もし災害や緊急事態が発生した場合、自分や家族さらに地域の皆さんが適切に避難できると思いますか。

	全体		839
1	避難できると思う	51.7%	434
2	避難できないと思う	45.1%	378
	未回答	3.2%	27

問20. 問19で「2. 避難できないと思う」と答えた方のみ。避難できない理由は何ですか。(複数回答可)

	全体		569
1	介助が必要だから(自力で避難ができない)	14.2%	81
2	避難所が遠いから	7.4%	42
3	避難所がわからないから	19.0%	108
4	近所に知り合いがいないから	0.4%	2
5	隣同士で助け合えるかわからないから	21.1%	120
6	緊急時の情報が入らないから	11.8%	67
7	支援してくれる人がわからないから	14.9%	85
8	その他	11.2%	64

【 その他記述 】

自由な避難が出来ないから。避難場所、方法を強制されるから  
 家と家の間が離れていて協力が難しい  
 勤務が米子である為。家にいる時は何とかできるかも  
 名和神社の坂の勾配が急  
 ペットがいる  
 地域の避難体制がはっきりしていない  
 家族に介助が必要  
 高齢者が多く、速やかに避難するのは難しいと感じる  
 災害経験が無いのでパニックになってしまう気がする  
 マニュアルも無い、訓練も無い。どう動けばよいかわからない  
 大雪時は動きたくても道路の雪かきが不十分で、動こうにも動けない  
 地域内で誰に介助が必要かわからない  
 自主防災組織が無く、避難訓練の経験が無い為  
 避難について集落で話題にならない  
 町からのハザードマップや避難場所、ルートなど聞いたことがない  
 地域の人の状況を知り得ていない  
 避難訓練等積極的に参加しているが、今年は参加するような訓練が無かった  
 危機感が足りない

問21. 災害時において、住民同士が支え合う地域づくりに何が必要だと思いますか。(複数回答可)

	全体		1901
1	自主防災組織の整備	16.3%	309
2	地域における定期的な避難訓練	15.9%	303
3	地域での勉強会や話し合い	11.4%	216
4	支援が必要な方の台帳作成	13.0%	248
5	支援が必要な方のマップづくり	14.5%	276
6	日常からの見守り活動	14.5%	276
7	日常からの啓発活動	8.4%	159
8	安全な地域なので特に考えていない	4.6%	88
9	その他	1.4%	26

【 その他記述 】

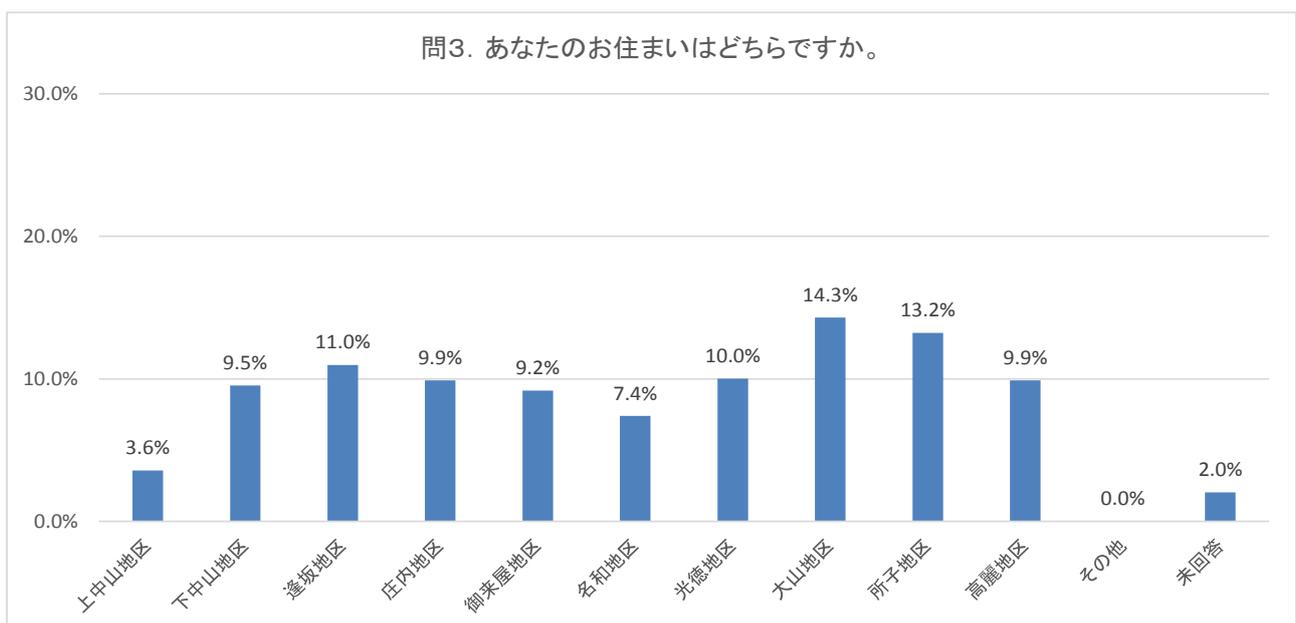
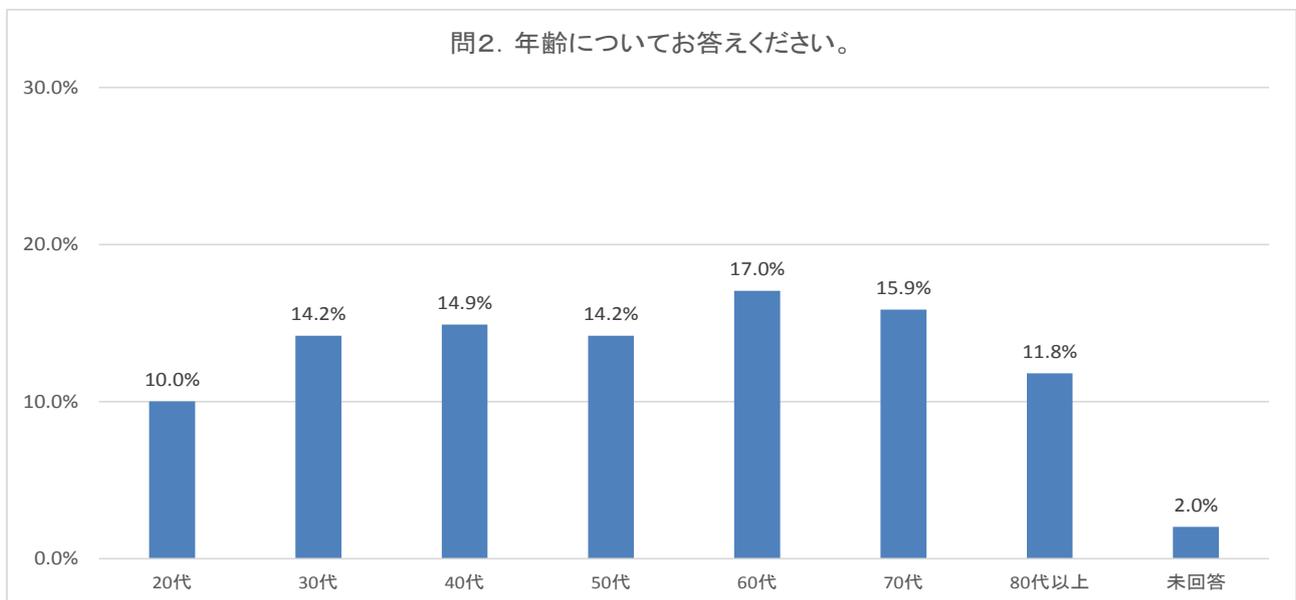
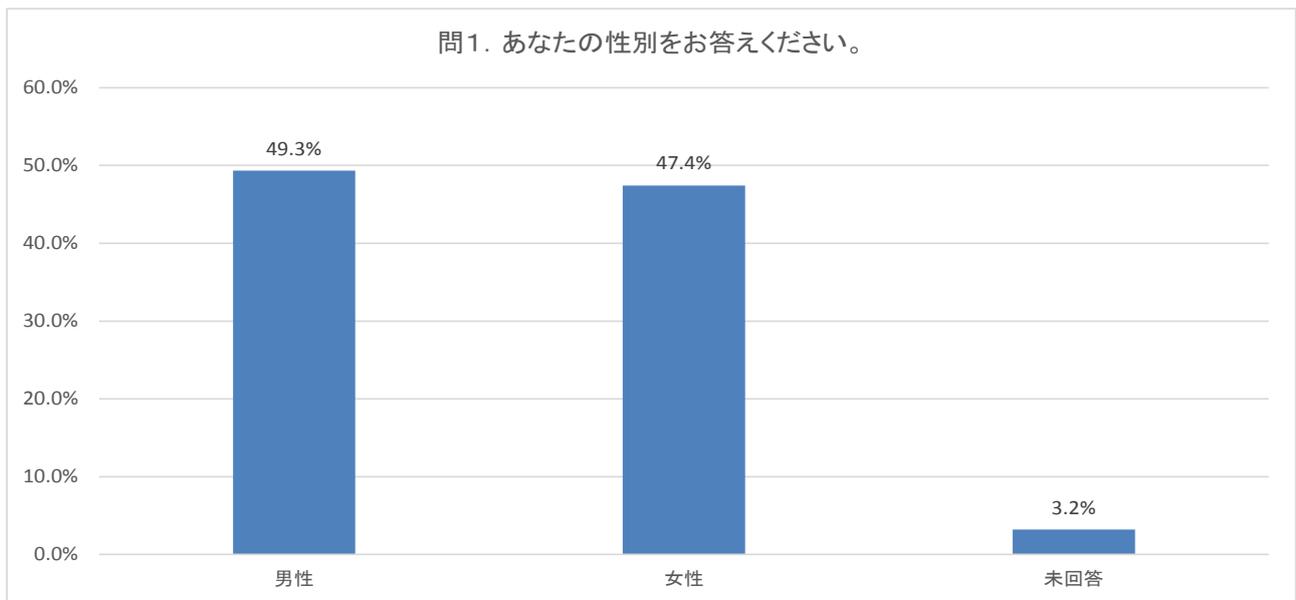
普段から信頼関係、友好的な関係を築く事  
 トレセン内に、長期生活ができる環境と物資を整備すべき  
 避難時のリーダー、サブリーダーを明確にし、助け合いながら早く避難できる体制の確立  
 当集落は見守り活動の中でどんな状況の中でも生活道路の確保の観点からコミュニティー事業で除雪機の申請をしている  
 イベント等でのコミュニケーション  
 いくら訓練しても災害を回避するのは無理です  
 移動経路の迅速な確保  
 日頃からの交流、付き合い、助け合い、支え合い  
 地域づくりをするにも人が少ない  
 何も必要ない  
 無責任かもしれないが、今は住民同士の関わりが煩わしく感じるので考えたくない  
 命を落とそうが助かろうが、それが運命

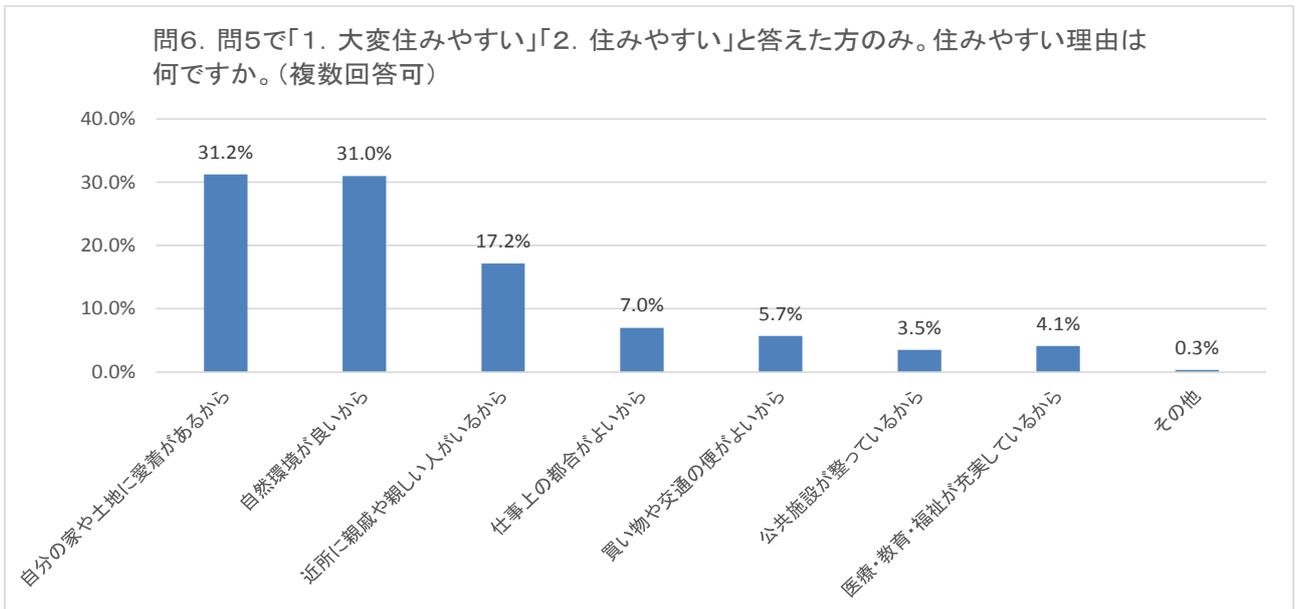
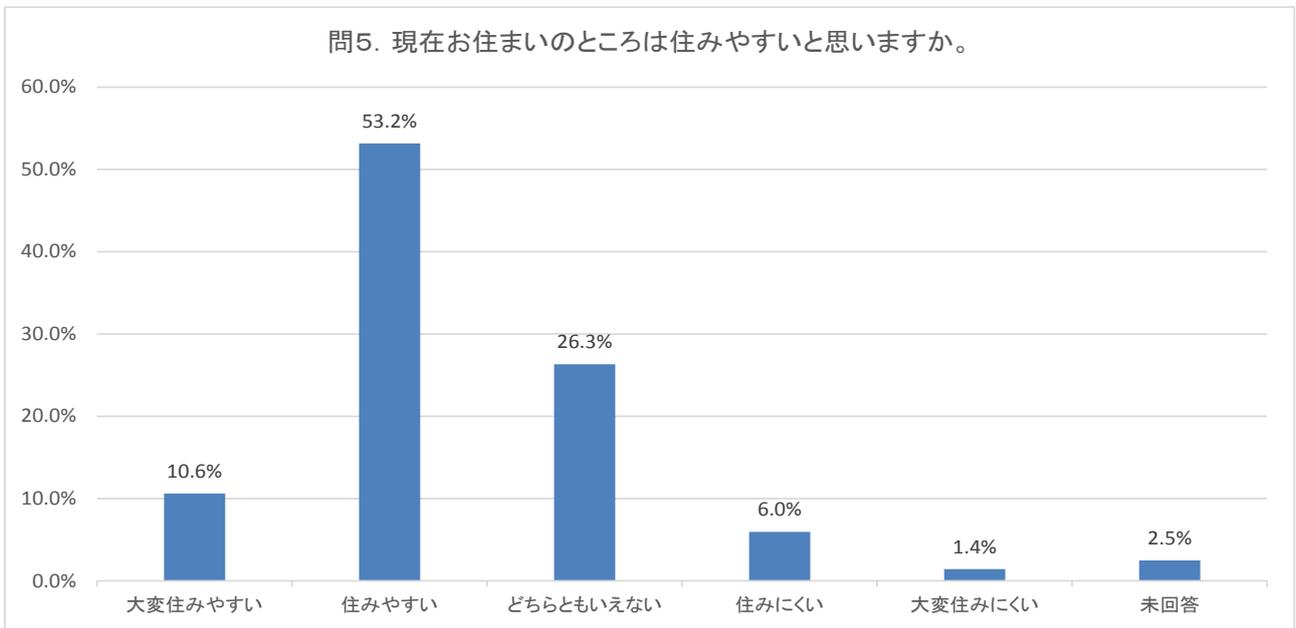
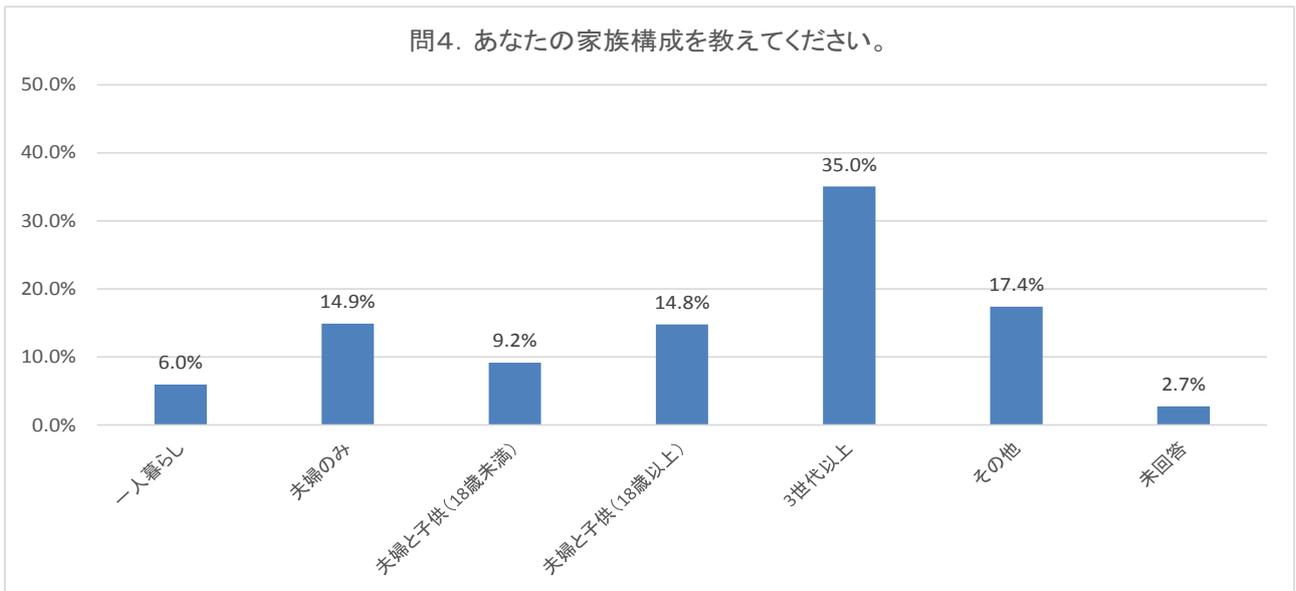
問22. 誰もが安心して暮らしてゆくために、地域で必要と思われることは何ですか。(複数回答可)

	全体		2736
1	住民相互の協力(集落内の支え合い)	21.1%	577
2	地域自主組織・まちづくり地区会議の協力	4.4%	120
3	高齢者・障がい者支援の充実	13.1%	359
4	ボランティア活動の充実	3.3%	90
5	子育て・教育の充実	9.0%	246
6	保健・医療の充実	12.2%	333
7	福祉施設の充実	8.2%	223
8	交通機関の充実	11.7%	319
9	防災・防犯体制の充実	9.8%	269
10	行政・社会福祉協議会の協力	7.0%	191
11	その他	0.3%	9

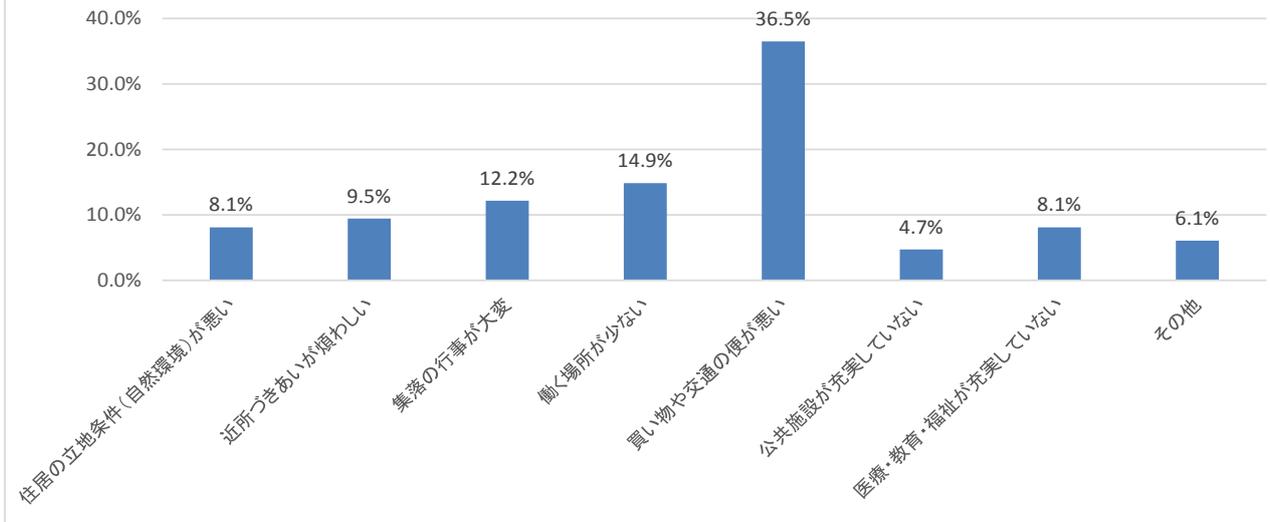
【 その他記述 】

他町、他県の町とリンクした結婚の推進が行政の使命  
 除雪

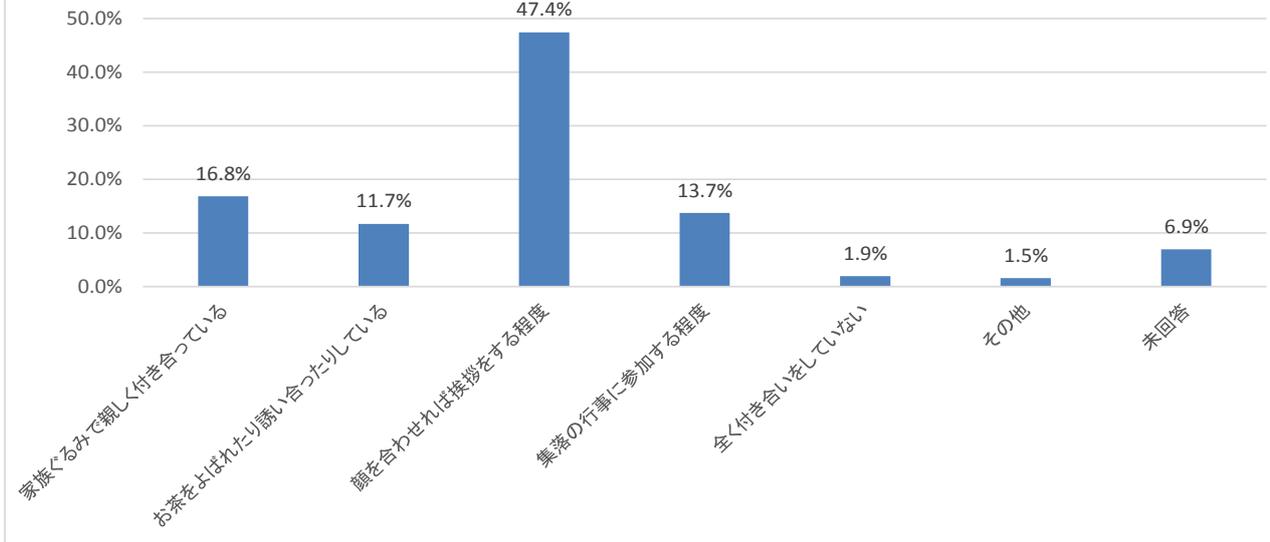




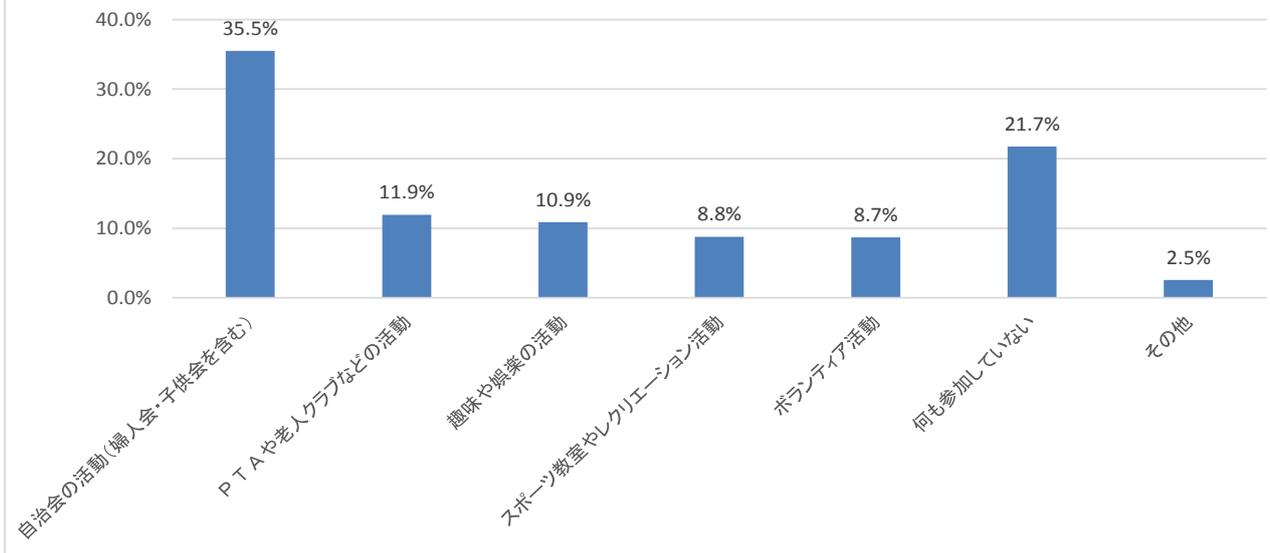
問7. 問5で「4. 住みにくい」「5. 大変住みにくい」と答えた方のみ。住みにくい理由は何ですか。(複数回答可)



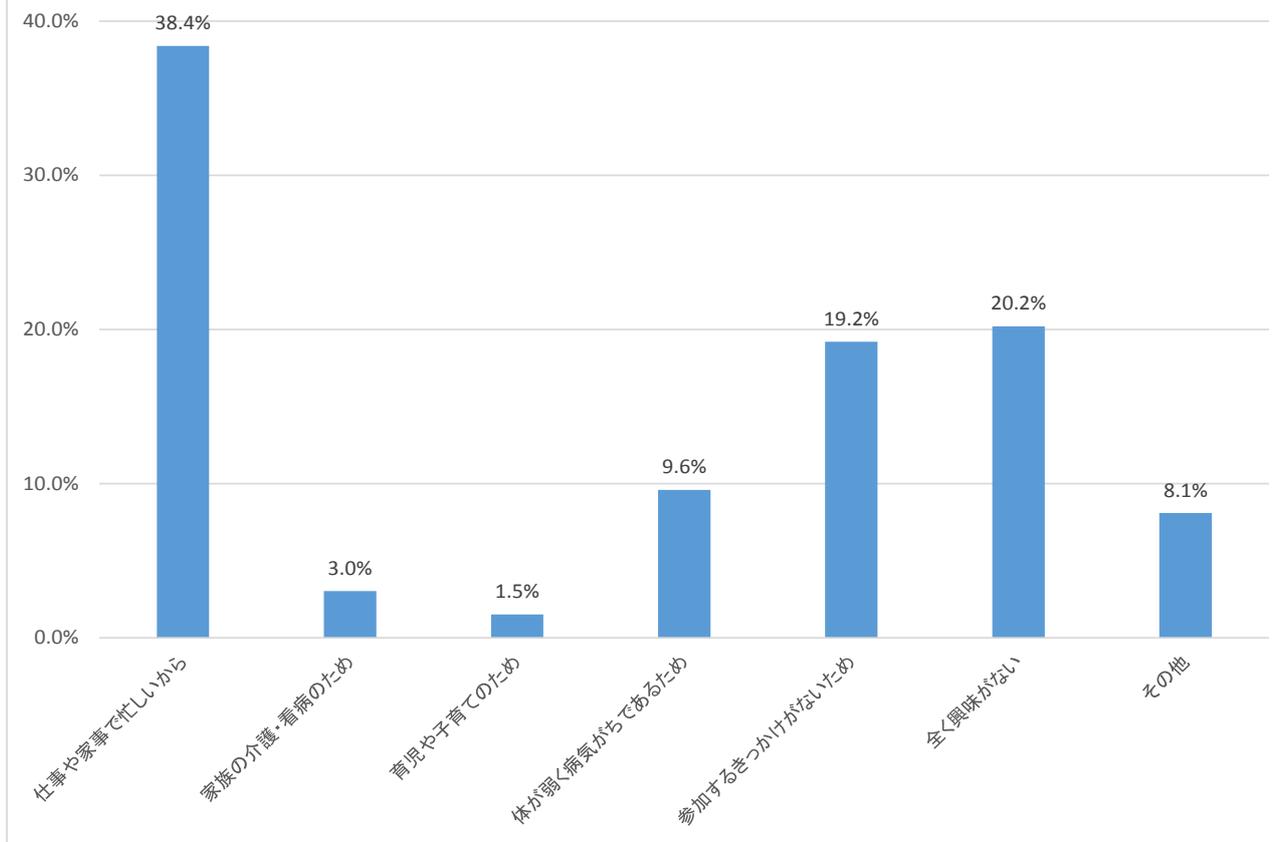
問8. 普段あなたは近所の方とどの程度付き合っていますか。



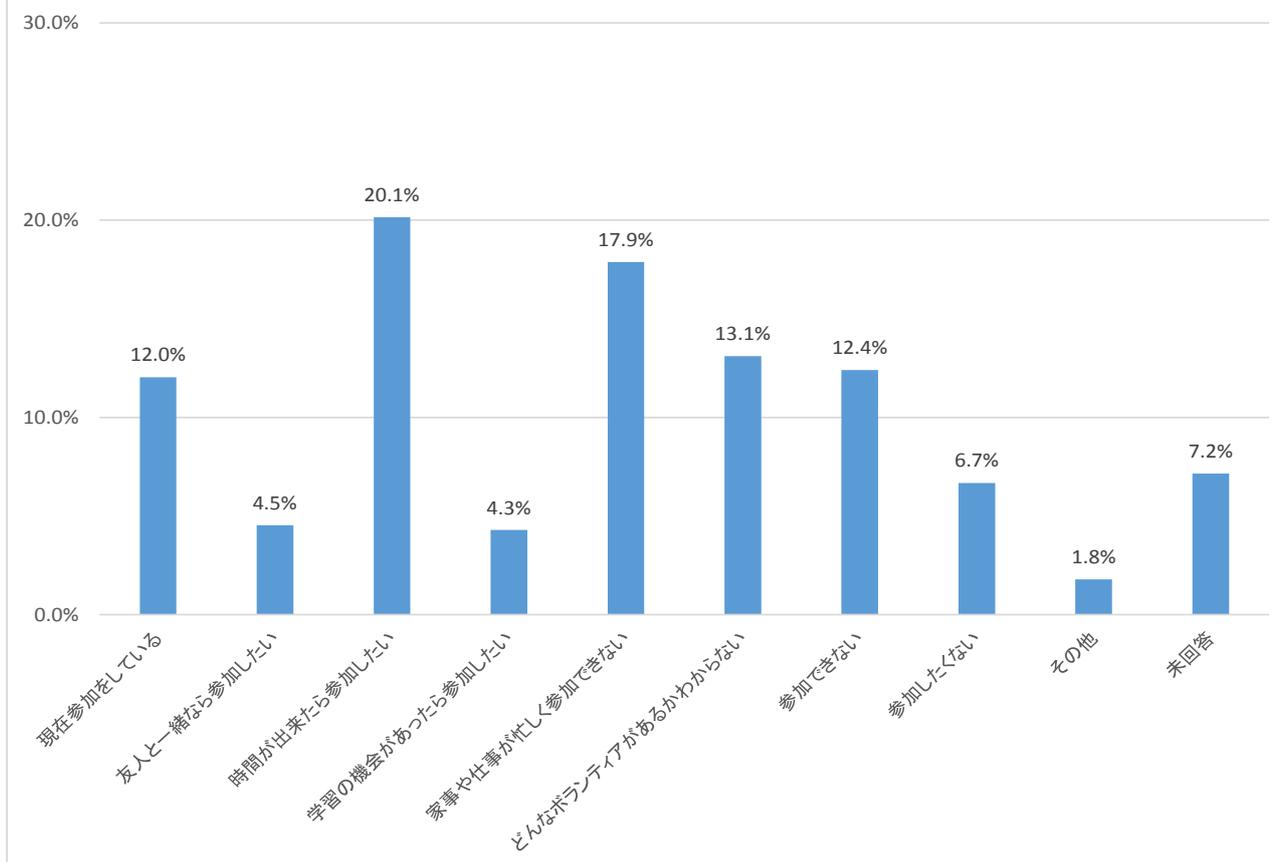
問9. 現在あなたはどのような地域活動に参加していますか(複数回答可)



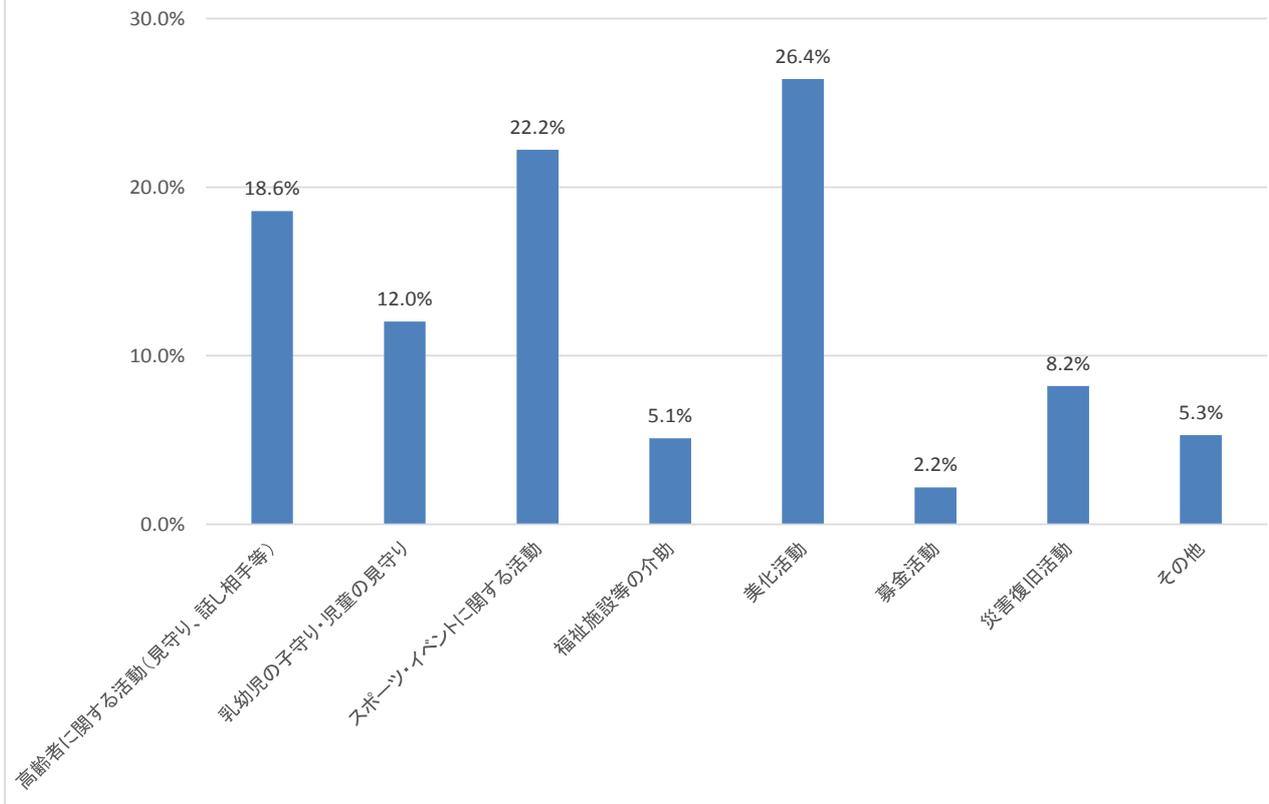
問10. 問9で「6. 何も参加していない」と答えた方のみ。地域活動に参加していない理由は何ですか。(複数回答可)



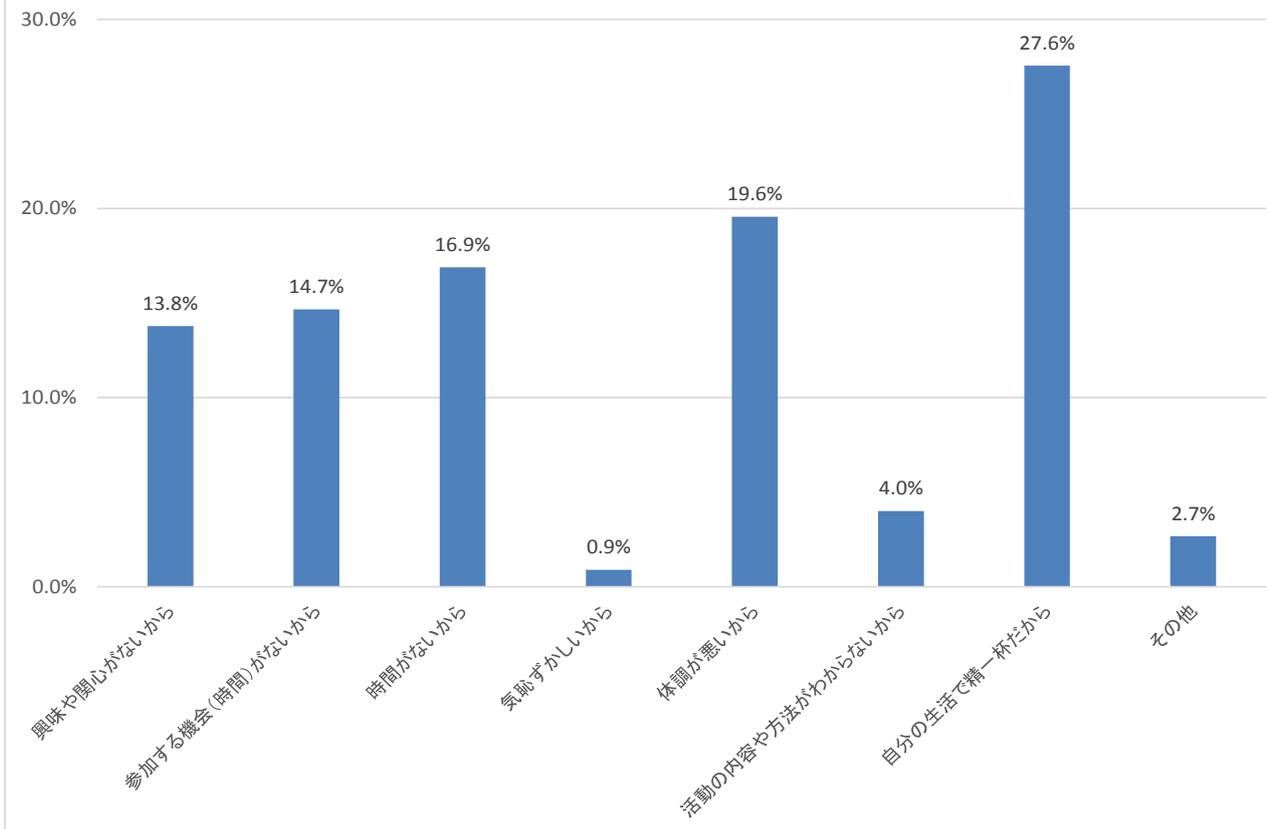
問11. あなたはボランティア活動についてどう思われますか。



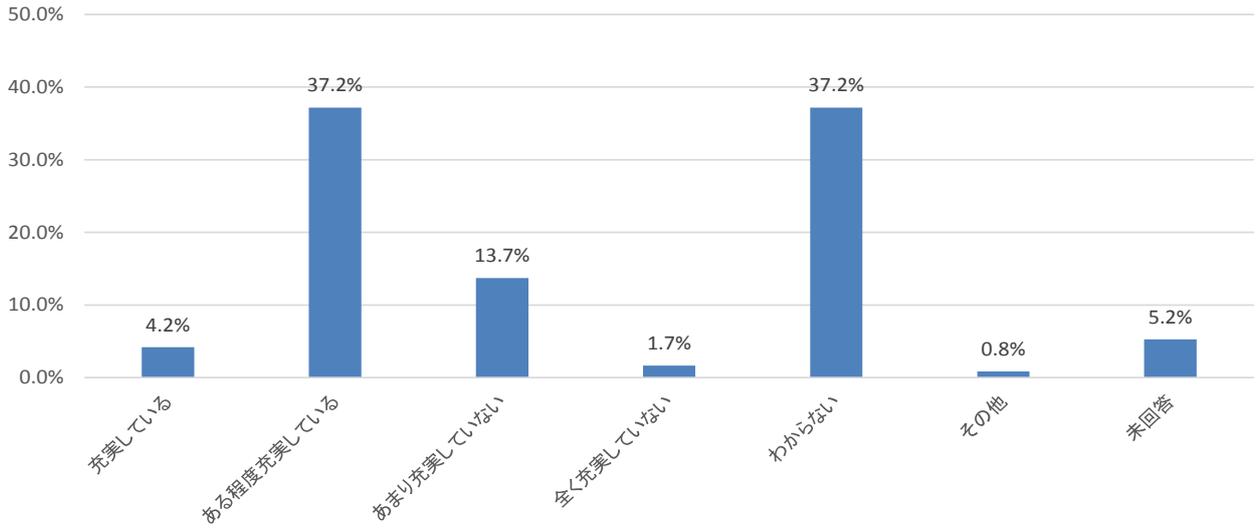
問12. 問11で「1. 現在参加している」または「2～4. ..参加したい」と答えた方のみ。現在どのようなボランティア活動に参加していますか。また、今後どのようなボランティア活動に参加してみたいと思いますか> (複数回答可)



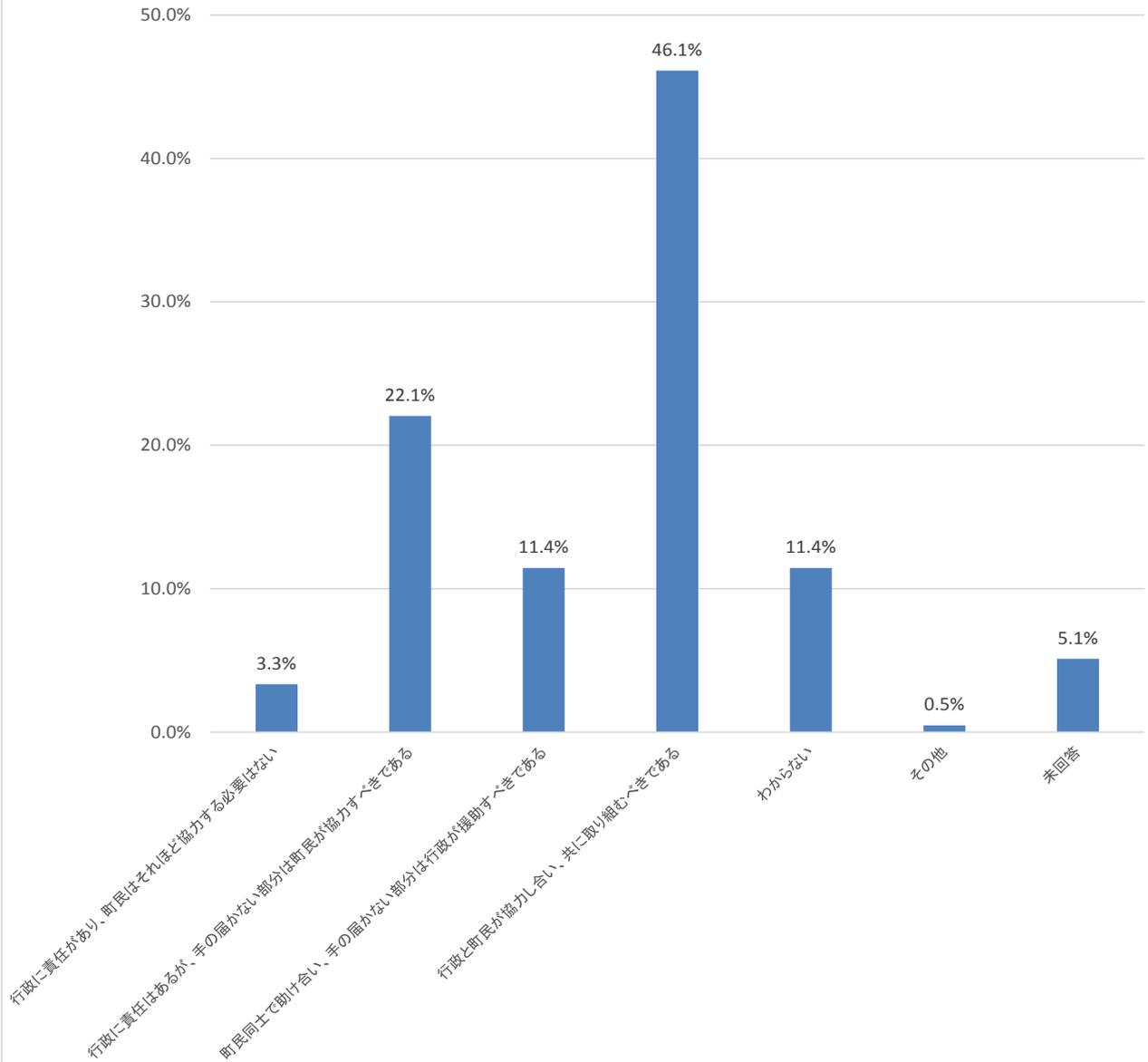
問13. 問11で「7. 参加できない」「8. 参加したくない」と答えた方のみ。「参加できない、参加したくない」理由は何ですか。



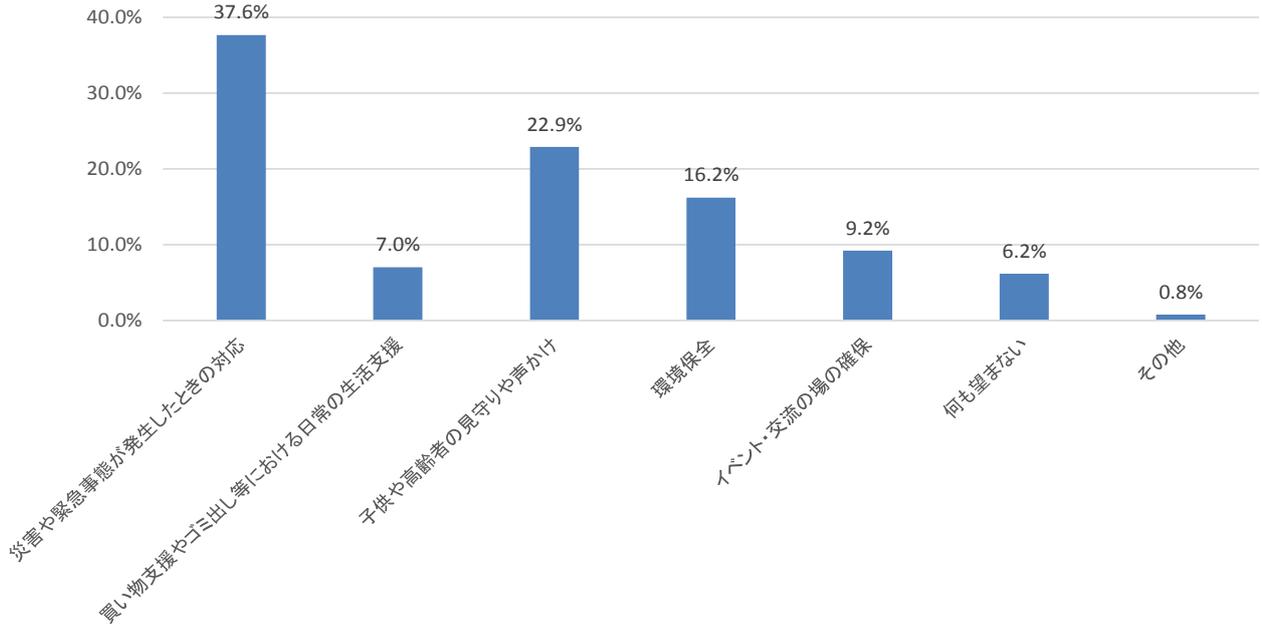
問14. あなたは現在の福祉サービスについて、どのように考えていますか。



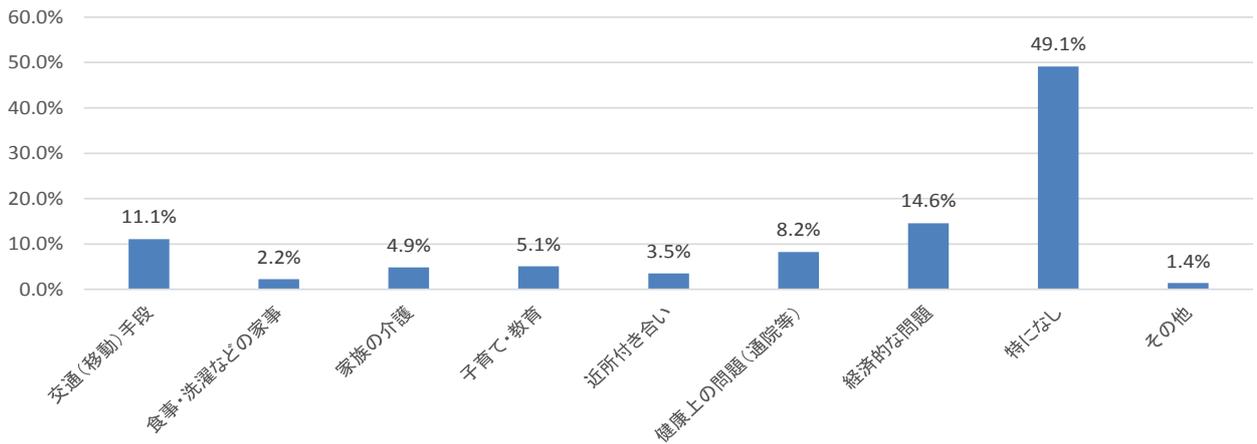
問15. 福祉サービスを充実させていく上で行政と町民はどうあるべきと考えますか。



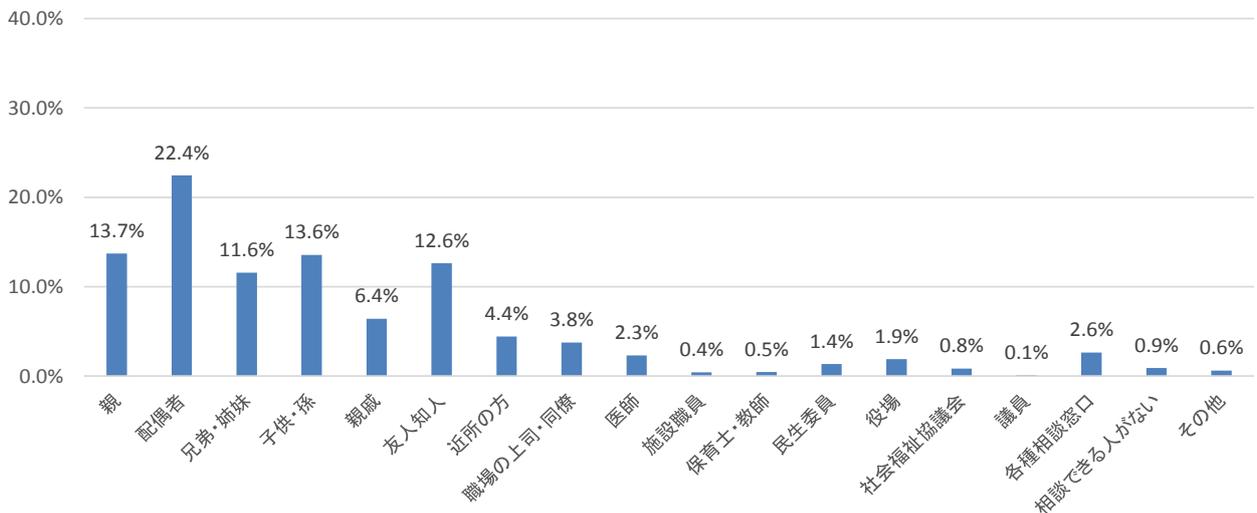
問16. あなたは集落内の方たちへ望むとしたら何を期待しますか。(複数回答可)



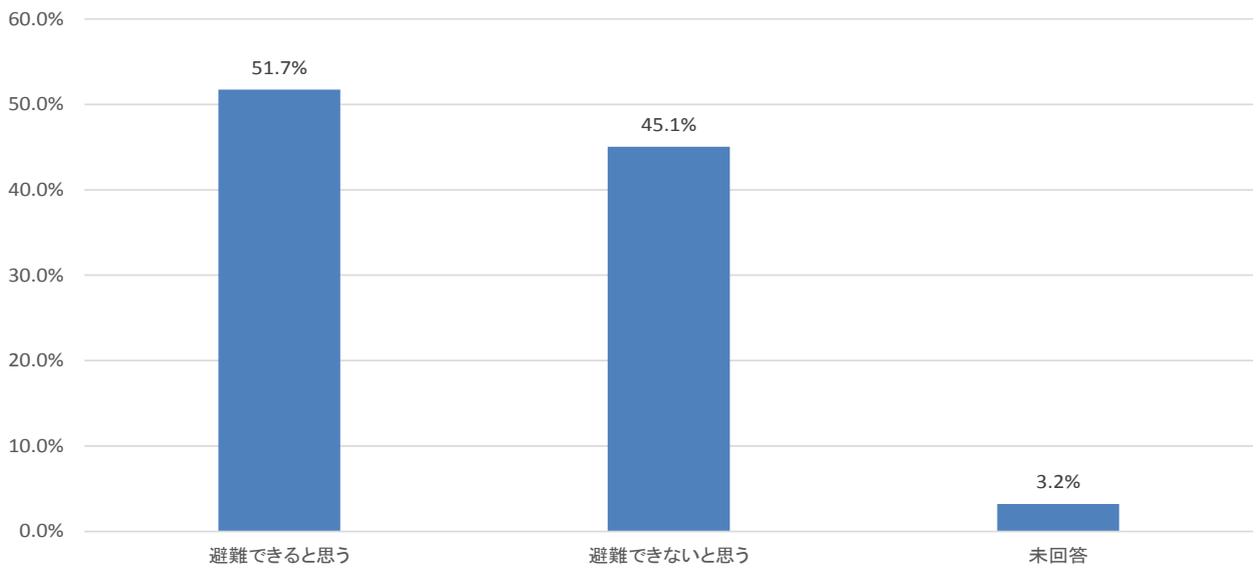
問17. あなたが日常生活で困っていることは何ですか。(複数回答可)



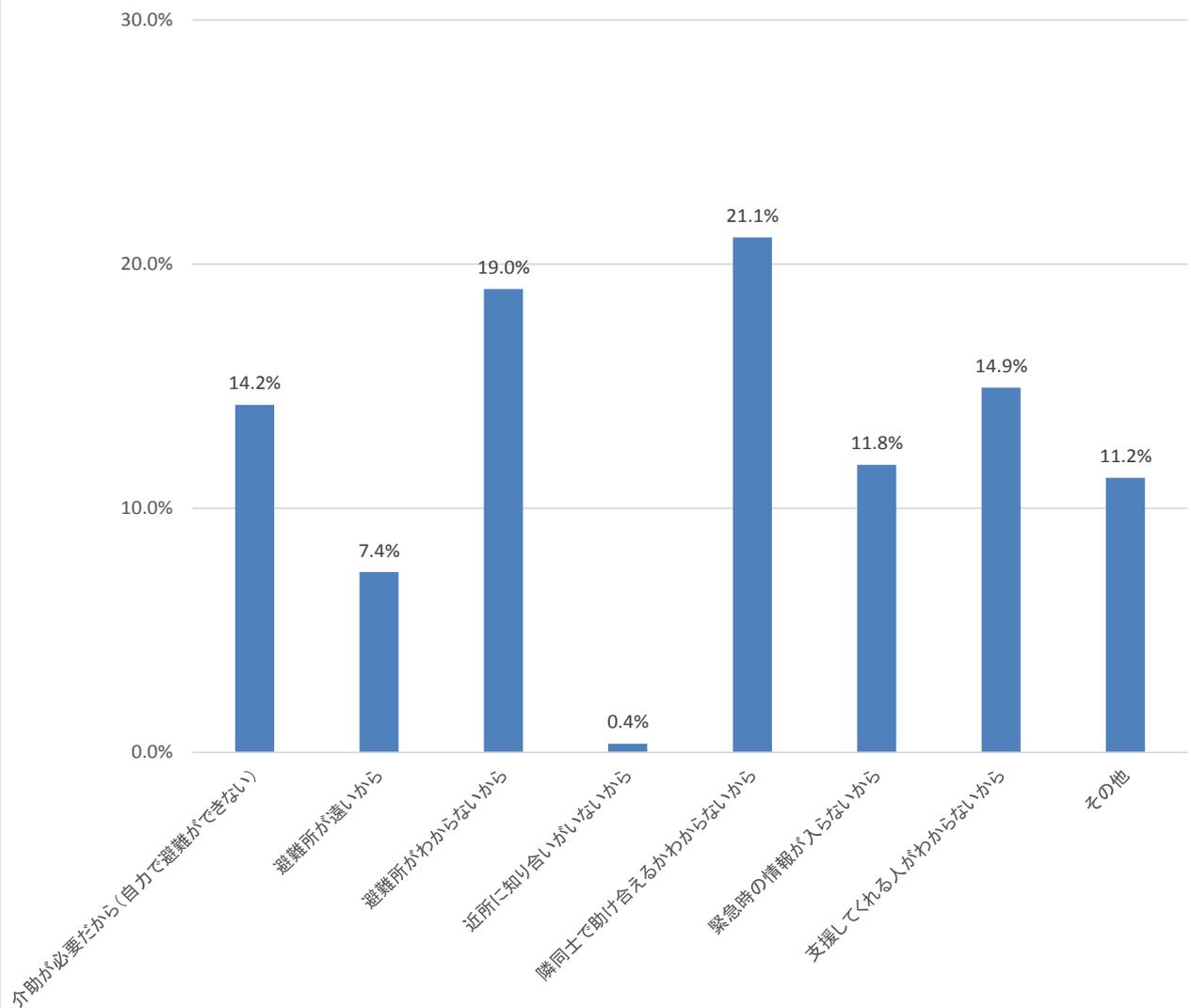
問18. あなた自身に困りごとや問題が発生した場合、誰に相談しますか。(複数回答可)



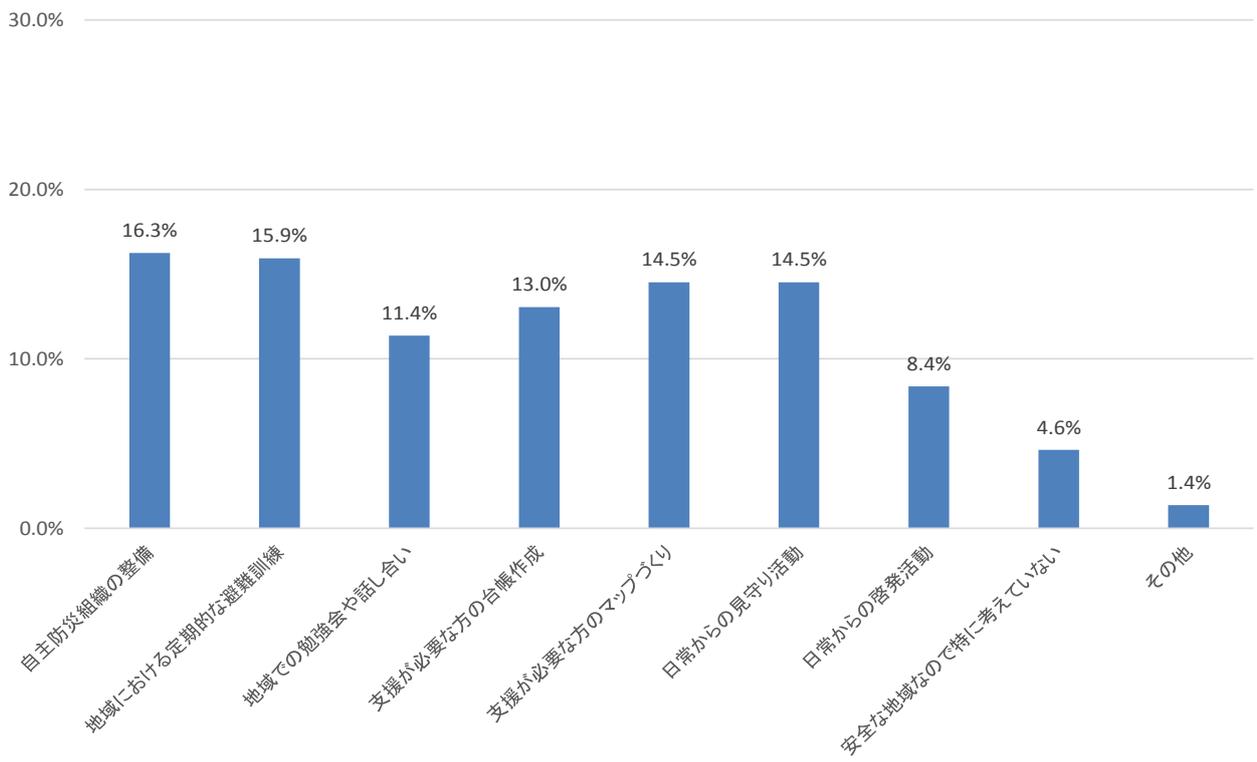
問19. もし災害や緊急事態が発生した場合、自分や家族さらに地域の皆さんが適切に避難できると思いますか。



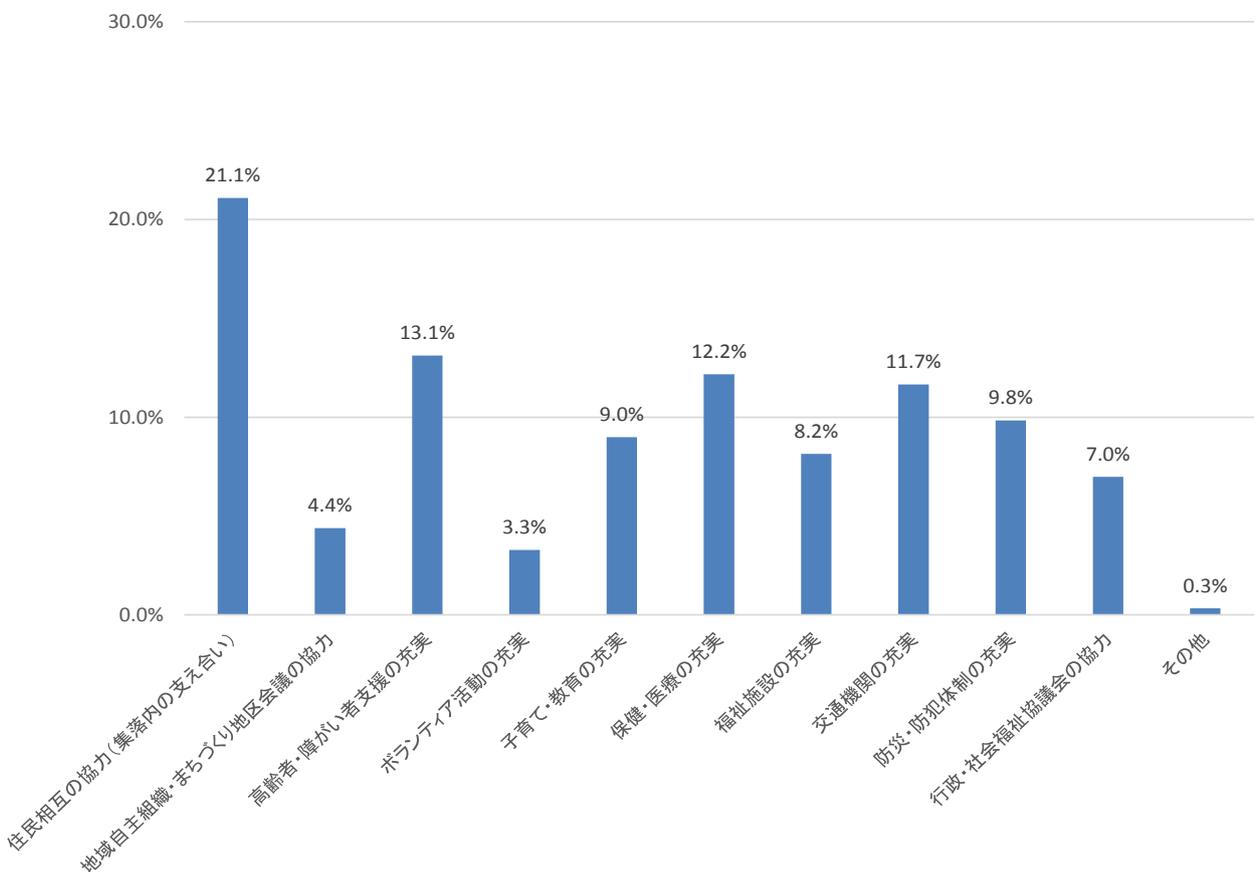
問20. 問19で「2. 避難できないと思う」と答えた方のみ。避難できない理由は何ですか。（複数回答可）



問21. 災害時において、住民同士が支え合う地域づくりに何が必要だと思いますか。  
(複数回答可)



問22. 誰もが安心して暮らしてゆくために、地域で必要と思われることは何ですか。  
(複数回答可)





## 第 3 次大山町地域福祉計画・大山町地域活動福祉計画

---

平成 30 年 3 月 30 日 発行

発行：大山町・大山町社会福祉協議会

編集：大山町福祉介護課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 467 番地

Tel 0859-54-5207 Fax 0859-54-5087 E-mail [fukushi@daisen.jp](mailto:fukushi@daisen.jp)